

平成 22 年 第 1 回

三重県議会定例会会議録

(3 月 2 日)
(第 5 号)

第 5 号
3 月 2 日

平成22年第1回

三重県議会定例会会議録

第5号

○平成22年3月2日（火曜日）

議事日程（第5号）

平成22年3月2日（火）午前10時開議

- 第1 県政に対する質問
〔一般質問〕

会議に付した事件

- 日程第1 県政に対する質問

会議に出欠席の議員氏名

出席議員 49名

| | | | | | |
|----|---|---|---|---|---|
| 1 | 番 | 長 | 田 | 隆 | 尚 |
| 2 | 番 | 津 | 村 | | 衛 |
| 3 | 番 | 森 | 野 | 真 | 治 |
| 4 | 番 | 水 | 谷 | 正 | 美 |
| 5 | 番 | 杉 | 本 | 熊 | 野 |
| 6 | 番 | 村 | 林 | | 聡 |
| 7 | 番 | 小 | 林 | 正 | 人 |
| 8 | 番 | 奥 | 野 | 英 | 介 |
| 9 | 番 | 中 | 川 | 康 | 洋 |
| 10 | 番 | 今 | 井 | 智 | 広 |
| 11 | 番 | 藤 | 田 | 宜 | 三 |

| | | | |
|----|---|----|-----|
| 12 | 番 | 後藤 | 健一 |
| 13 | 番 | 辻 | 三千宣 |
| 14 | 番 | 笹井 | 健司 |
| 15 | 番 | 中村 | 勝 |
| 16 | 番 | 稲垣 | 昭義 |
| 17 | 番 | 北川 | 裕之 |
| 18 | 番 | 服部 | 富男 |
| 19 | 番 | 末松 | 則子 |
| 20 | 番 | 中嶋 | 年規 |
| 21 | 番 | 竹上 | 真人 |
| 22 | 番 | 青木 | 謙順 |
| 23 | 番 | 中森 | 博文 |
| 24 | 番 | 真弓 | 俊郎 |
| 25 | 番 | 真館 | 直人 |
| 26 | 番 | 日沖 | 正信 |
| 27 | 番 | 前田 | 剛志 |
| 28 | 番 | 藤田 | 泰樹 |
| 29 | 番 | 田中 | 博 |
| 30 | 番 | 大野 | 秀郎 |
| 31 | 番 | 前野 | 和美 |
| 32 | 番 | 水谷 | 隆 |
| 33 | 番 | 野田 | 勇喜雄 |
| 34 | 番 | 岩田 | 隆嘉 |
| 35 | 番 | 貝増 | 吉郎 |
| 36 | 番 | 山本 | 勝 |
| 37 | 番 | 森本 | 繁史 |
| 38 | 番 | 吉川 | 実 |
| 39 | 番 | 舟橋 | 裕幸 |

| | | | |
|------|---|-----|-----|
| 40 | 番 | 三 谷 | 哲 央 |
| 41 | 番 | 中 村 | 進 一 |
| 43 | 番 | 西 塚 | 宗 郎 |
| 44 | 番 | 萩 野 | 虔 一 |
| 45 | 番 | 永 田 | 正 巳 |
| 46 | 番 | 山 本 | 教 和 |
| 47 | 番 | 西 場 | 信 行 |
| 48 | 番 | 中 川 | 正 美 |
| 49 | 番 | 萩 原 | 量 吉 |
| 50 | 番 | 藤 田 | 正 美 |
| (51) | 番 | 欠 | 員) |
| (52) | 番 | 欠 | 員) |
| (42) | 番 | 欠 | 番) |

職務のため出席した事務局職員の職氏名

| | | |
|--------------|-----|-----|
| 事務局長 | 大 森 | 秀 俊 |
| 書 記 (事務局次長) | 高 沖 | 秀 宣 |
| 書 記 (議事課長) | 青 木 | 正 晴 |
| 書 記 (企画法務課長) | 永 田 | 慎 吾 |
| 書 記 (議事課副課長) | 米 田 | 昌 司 |
| 書 記 (議事課副課長) | 藤 野 | 久美子 |
| 書 記 (議事課主幹) | 西 塔 | 裕 行 |

会議に出席した説明員の職氏名

| | | |
|---------|-----|-----|
| 知 事 | 野 呂 | 昭 彦 |
| 副 知 事 | 安 田 | 敏 春 |
| 副 知 事 | 江 畑 | 賢 治 |
| 政 策 部 長 | 小 林 | 清 人 |

| | |
|-----------------|--------|
| 総務部長 | 植田 隆 |
| 防災危機管理部長 | 東地 隆司 |
| 生活・文化部長 | 安田 正 |
| 健康福祉部長 | 堀木 稔生 |
| 環境森林部長 | 渡邊 信一郎 |
| 農水商工部長 | 真伏 秀樹 |
| 県土整備部長 | 北川 貴志 |
| 政策部理事 | 山口 和夫 |
| 政策部東紀州対策局長 | 小林 潔 |
| 政策部理事 | 藤本 和弘 |
| 健康福祉部理事 | 浜中 洋行 |
| 健康福祉部こども局長 | 太田 栄子 |
| 環境森林部理事 | 岡本 道和 |
| 農水商工部理事 | 林 敏一 |
| 農水商工部観光局長 | 辰己 清和 |
| 県土整備部理事 | 長野 守 |
| 企業庁長 | 高杉 晴文 |
| 病院事業庁長 | 南 清 |
| 会計管理者兼出納局長 | 山本 浩和 |
| 政策部副部長兼総括室長 | 竹内 望 |
| 総務部副部長兼総括室長 | 北岡 寛之 |
| 総務部総括室長 | 中川 弘巳 |
| 防災危機管理部副部長兼総括室長 | 細野 浩 |
| 生活・文化部副部長兼総括室長 | 橋爪 彰男 |
| 健康福祉部副部長兼総括室長 | 亀井 秀樹 |
| 環境森林部副部長兼総括室長 | 水谷 一秀 |
| 農水商工部副部長兼総括室長 | 加藤 敦央 |
| 県土整備部副部長兼総括室長 | 廣田 実 |

| | |
|-------------------|---------|
| 企業庁総括室長 | 小 林 源太郎 |
| 病院事業庁総括室長 | 稲 垣 司 |
| 総 務 部 室 長 | 中 田 和 幸 |
| 教育委員会委員長 | 牛 場 まり子 |
| 教 育 長 | 向 井 正 治 |
| 教育委員会事務局副教育長兼総括室長 | 山 口 千代己 |
| 公安委員会委員長 | 水 谷 令 子 |
| 警 察 本 部 長 | 河 合 潔 |
| 警察本部警務部総務課長 | 栃 木 新 一 |
| 代表監査委員 | 植 田 十志夫 |
| 監査委員事務局長 | 長谷川 智 雄 |
| 人事委員会委員 | 楠 井 嘉 行 |
| 人事委員会事務局長 | 梶 田 郁 郎 |
| 選挙管理委員会委員長 | 浅 尾 光 弘 |
| 労働委員会事務局長 | 小 西 正 史 |

午前10時0分開議

開 議

○議長（三谷哲央） おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

諸 報 告

- 議長（三谷哲央） 日程に入るに先立ち、報告いたします。
監査報告2件が提出されましたので、さきに配付いたしました。
以上で報告を終わります。

質 問

- 議長（三谷哲央） 日程第1、県政に対する質問を行います。
通告がありますので、順次、発言を許します。18番 服部富男議員。
〔18番 服部富男議員登壇・拍手〕

- 18番（服部富男） 皆さん、おはようございます。

自民みらい会派の三重郡選出、服部富男でございます。どうぞよろしくお
願いを申し上げます。

チリにおける地震の影響により、三重県でも津波警報が28日に出され、三
重県で18万人の方が避難勧告、避難指示をお受けになりました。避難場所に
おいての御心労に対しましても心よりお見舞いを申し上げたいと思ひますし、
南伊勢町におきましても、養殖等の被害も出ておるようでございますので、
県としてもしっかりとその点も早く調査をしていただいて、どのような状況
なのか、また調査をお願いしたいと思います。

発言通告に従いまして質問に入らせていただきたいと思います。

まず初めに、新県立博物館計画の中の1番として文化ゾーン総合計画であ
ります。

今回の定例会の2月22日、代表質問において、我が会派、自民みらい代表
の貝増議員が博物館建設についての質問をされました。その質問の中での知
事の御答弁は、隣接する県総合文化センターと合わせた周辺地域は、今後新
県立博物館が加わり、人や知識のつながりをより戦略的に展開することで、
全体として高い機能を有する魅力的な総合文化ゾーンとなると御答弁をされ
ております。

経済的効果としても、博物館開館後の運営費や入館者の消費等による経済

波及効果は毎年9億6000万となり、63人の雇用を創出し、それが継続すると推計されています。今回の博物館計画は総予算120億円程度となりますが、三重県にとっても大きなプロジェクトの一つでもあり、私は自分が建築士としての設計の仕事をしてきた手前、今回の博物館構想を見るときに、博物館そのものの設計はもちろんのこと、まず最初にその周辺の建物との関係をどうしても考えてしまい、それが基本だと考えております。

この図面を見ていただきたいと思います。(パネルを示す)これは新博物館計画の付近見取り図であります。小さい図面ですので、私たちが資料としていただいたものを利用させていただいたんですが、この前面の道路があるんですが、新県立博物館と総合文化センターの間に市道がございます。そして、周辺には、上のほうへ行きますとつつじヶ丘団地とかむつみヶ丘団地があるというような周辺地域でございまして、特に住宅地域であるというふうに判断をしておるところでございます。この赤い破線が総合文化センターから新博物館へのラインであり、そして、また三重県の県立美術館への道、その方向性を示しておるわけでございます。

今、簡単な説明をさせていただきました。この地域には住宅団地やマンション群があり、その中を市道が通る閑静な住宅街の中に総合文化センターがあります。県立美術館も近く、文化ゾーン環境としてそこに博物館が加われば、知事が言われるような総合文化ゾーンになると考えております。しかし、文化センターと博物館の間を通る市道の安全面が最終的には問題になってくるのではないかと予想がされます。

総合文化センターから博物館への人の流れを考えたとき、市道を通る通勤車両や近鉄津駅や県庁方面、そして、またバイパスを通り高速のインターへと往来する車の数もかなり多く、その道路を横断しなければならない歩行者の安全確保は大丈夫かと心配するところでもあります。総合文化センターで大きなイベントが開催の折には、駐車場が分散されているために、文化センター向いの駐車場に車をとめて道路を横断し、文化センターに我々も入っています。満車時で駐車場に入れないうちもありません。

今回総合文化センター駐車場内に立体駐車場計画も出されております。この計画についても賛否が分かれる意見もございますが、総合文化ゾーンとしての位置づけで考えてみるのであれば、今回の立体駐車場計画にしても、総合文化センターとの連携がどうあるべきか。ただ、駐車場が少ないから立体化した駐車場を建てるのではなく、立体駐車場から総合文化センターへとつながるバリアフリー化の屋内連絡通路があってもいいのではないのでしょうか。個々の建物の施設がすばらしいものであったとしても、離れて分散して建っていれば1個の建物でしかなくなり、その個々の施設機能も生かし切れないのではないのでしょうか。

知事の言われました言葉に、博物館はコンクリートだけではなく、人づくりであるというような内容で話をされたことがありました。私もまさにそのとおりだと思います。博物館基本計画調査の中で、博物館の開館5年後の推計があります。年間目標として、1年間に15万人の入館者の目標を推計しています。1カ月1万2500人を目標に、25日間の開館として平均1日当たり500人の入館者を目標と。その中で、総合文化センターからの入館者数は3万人程度しか入れていません。15万人のうちの3万人が、総合文化センターとともに来ていただいた方が新博物館を利用するのではないかと予想であります。

総合文化センターには年間100万人ほどの方が訪れ、その方たちの10人に1人が入館をしてもらえれば10万人の入館者を想定できます。将来にわたり入館者数を安定的なものにするには、展示の企画力も重要ではございますが、総合文化センターから博物館への人の流れをスムーズにするために、総合文化センターから立体駐車場への、そして、博物館へのバリアフリー化も当然必要になってくるのではないのでしょうか。

昨年、九州国立博物館を視察させていただきました。福岡県太宰府市にあり、菅原道真侯ゆかりの太宰府天満宮の隣に博物館がありました。博物館と太宰府天満宮を結ぶ150メートルほどの全天候型連絡通路があり、動く歩道も完備されておりました。ほとんどの観光客が二つの施設間を往復し、ちょう

どそのときに韓国の修学旅行の生徒さんたちがいて、動く歩道に驚きの声を上げて楽しんでいた姿が印象に残っております。

そこでお伺いいたします。知事の総合文化ゾーン構想には、新博物館と総合文化センターの連携が重要な位置を占めると思います。文化センター内の生涯学習センターや図書館、そして、また各ホール等を十分に活用し、生かしていくには、三つの施設、博物館、文化センター並びに立体駐車場を一体化した総合文化施設としての構想、すなわち文化センターから直接立体駐車場へと、そして、新博物館施設に行ける連絡通路、市道の上に全天候型連絡橋をかけるような計画を、今後の2期工事にしても考えていただくようなお考えはないのでしょうか。それこそ文化センターから博物館へつなぐ橋を、21世紀から古代へのタイムトンネル構想としてされたいかがでしょうか。お尋ねをいたします。

〔野呂昭彦知事登壇〕

○知事（野呂昭彦） 新県立博物館でございますが、これは公文書館機能を一体化いたしまして、一人ひとりが三重の自然と歴史文化、これを学び発信するための機能の向上を目指しておるところでございます。このような機能の充実に加えまして、約1万平方メートルという限られました面積の中で様々な工夫をしながら、県民の皆さんが主体的に活動をし、交流することができる交流創造エリアですとか、また、自然観察などもできますミュージアムフィールドといったことを計画いたしております。

一方、隣接をいたします県総合文化センターには県立図書館もございまして、様々な図書とか、あるいは過去の記録などを所蔵しておるところでございます。これと公文書館機能をあわせ持つ新県立博物館が連携をするということで、例えばの例ですが、博物館のレファレンス相談機能が向上をすることになります。また、総合文化センターのほうには大小のホール、あるいは会議室がございますから、こういったことを使うということで大規模なシンポジウムであるとか、あるいは研修大会、これが博物館の機能の中でも十分開催可能というようなことになります。

このように総合文化センターとあわせまして、全体を一つの施設として利用していくということが出来ますならば、新県立博物館はさらに幅広い活動を県民の皆さんとともに進めていくことができることとなります。また、このことは、総合文化センターにとりましても同様のことが言えるわけでございます、全体として一体的な利用を推進するということによりまして、利用者には何倍もの価値が提供できるということになると思います。

この一体的利用の推進のための最も大きな課題というのは、御指摘がありましたように、総合文化センターと新県立博物館をつなぐ動線ということでございます。車いす利用者の方々など、障がい者の方や高齢者、あるいは子どもたちだれもが同じ施設にいるように、安全かつ快適に行き来できるということが必要になってまいります。そのための方策として、御提案のありました計画中の図書館横の立体駐車場と新県立博物館を屋根つきの連絡橋で例えばつないでいくというようなこと、これは大変効果的なことでありまして、理想的であるのかと、こう思います。

しかし、一方で、現在博物館本体の建設費用につきましては、様々な工夫によりまして基本計画でお示しをした予算内におさめているところでございます。したがって、連絡橋整備まではなかなか困難な状況かと思っております。しかし、御提案の連絡橋ということについては大変大きな効果が期待できると、こう考えますので、今後本体工事を進める中で検討させていただきたいと、こう思っておりますのでございます。

〔18番 服部富男議員登壇〕

○18番（服部富男） どうもありがとうございました。

今後私が今質問をさせていただいた全体の施設を結ぶ構想について御検討いただき、今はこの新博物館建設に向けての推進、もちろん予算調整もしっかりとさせていただいたようでございますし、私としても、やはり文化ゾーンをにぎわいのある安全な、そして、まただれもが気軽に訪れることのできる文化施設にしたいというのが私の思いでございますし、知事もそういうふうな思っておられることを今も、もちろん以前から知っておりました。今後の

検討ということでよろしくお願いを申し上げたいと思います。

その2として、その次の質問に入らせていただきたいと思います。

次に、設計及び展示計画についての質問に入ります。

現在博物館計画も進み、今年の5月には詳細設計が完成すると思いますが、私は今さらその設計プランニングを批判するものでもありません。

ちょっとこの資料を見ていただきたいと思います。(パネルを示す)これは私たちが説明を受けた資料の中の完成予想図であります。1階が資料収蔵庫と学芸員の皆さんの調査研究のための整理分析室、2階が交流テーマ、展示室、県民活動室、実習室になっています。2階がメインのエントランスホールというふうな形で設計はなされております。3階が展示室、子ども体験展示室、学習交流スペース等、奥に少し見える部分が第2期の増築工事じゃないかなというふうに私は理解をしておるわけでございます。あえて我々の資料を今見ていただいた。これは今テレビでごらんになっている方もこれを見て、こういう博物館が建つのかというふうな御理解もいただけるのではないかなという思いで出させていただきました。

今回問題とするのは、この増築予定が基本計画の平面プランの中に増築予定計画図が何もないことなんです。私たち専門家といたしまして、やはり全体計画を考えていくのには、どうしても1期、2期というふうな形で、まず1枚の図面でもいいですから、それをつくっていく。これが私たちの定めといたしますか、手法といたしますか、もちろん施主さんに対して表現をしていくのにはそういう全体計画を出していく。今回完成予想図にはありますが、その奥の建物の1期工事と2期工事の予定の基本計画がないということで、しっかりと資料を提出されてこそ、将来の博物館協議が完全なものになるのではないかなというふうに思っております。

いただいた資料の中には、この面積表を調べましたら、1期工事床面積1万600平米、そして、2期工事2000平米として各エリア別の床面積も記載をされておりました。私が心配するのは、展示エリアと収蔵エリアとの床面積の比率です。計画によりますと、展示エリア面積は2096平米が1期工事でありま

す。そして、1期工事の収蔵エリア面積は2846平米、収蔵エリア面積のほうが少し多いというふうな形で1期工事はなされております。

そして、第2期工事といたしまして、これは今後の課題ということについて予定になるかどうかかわからない分野だと思っておりますが、この2期工事で1516平米が出ております。これは全室収蔵エリアの面積であります。そして、収蔵エリア面積が合計4362平米というふうな形になります。最終的に展示エリアが収蔵エリアの50%弱しかなく、他府県の博物館の面積比率は展示スペースと収蔵スペースがほぼ同じ程度か、もしくは展示スペースの床面積が収蔵スペースより大きい施設がほとんどであります。この点で見ると、三重県の博物館は少し収蔵のための施設に偏っているのではないかなというふうに思っております。

もちろん大事な資料等がたくさん収蔵されておる。現在の博物館の中にも収蔵されておるといことも聞かせていただいておりますし、それはあくまでも財産ですので、今回の新博物館において収蔵エリアを増やそうという気持ちは私も理解はできるどころなんです。展示企画につきましても、学習交流活動を中心とする交流創造エリア、子どもが主役の体験展示室、こども会議の成果も出ているように思われます。ともに考え活動する博物館構想になっております。

展示エリア企画にしても、基本展示室、テーマ展示にしても、みんなでつくる博物館としてのテーマ構想、これはすばらしい構想だなというふうにも思います。県民が参加をすることは非常に重要であるのは私も理解はしております。もともと博物館基本構想において、先ほど知事も述べられましたように、総予算120億、床面積は小さく抑え1万平米程度とした当初計画であると。展示エリア面積がやはり縮小をしなければ計画面積1万平米におさまらなかつたのではないかという結果、展示エリア面積が小さくなってきているように思われます。全体に言えることではあります、各展示館の通路スペースが狭くもなり、ゆったりとした展示物の設置する場所が少ないのではないか。スケールの小さな展示になっているのではないかなというふうに心配

するところであります。

昨年また視察の話でございますが、この北九州の国立博物館と同じ日に北九州の自然史・歴史博物館というところに視察に行かせていただきました。総床面積が1万7000平米で、展示面積も自然史系、歴史系合わせて6000平米もあり、ゆったりとしたスペースの中に恐竜の骨格が何体も展示され、スケールの壮大さに驚きました。博物館職員の方の説明の中に、子どもたちの一番人気は白亜紀の恐竜をテーマとしたエンパイラマ館という展示エリアでありますという説明を受けました。そのエンパイラマ館の中には、実物大ではないと思いますが、本物そっくりにつくられた肉食恐竜のティラノサウルスが、私の想定では6メートルほどの高さであったように思います。ゆったりと頭と手を動かし、泣き叫ぶさまはジュラシックパークに私自身が入ったようにさえ感じ、鳥肌が立つほどわくわくドキドキしたのを今でも覚えております。

施設の規模を言えば切りはありません。多くの予算をかければよいものができるとは限りません。財政的にも身の丈に合った予算で計画する中で、多くの県民の皆さんにもう一度博物館に行きたいと言われるような、わくわくドキドキする三重県の博物館であってほしいと思っております。

ここで2点、安田部長に質問をさせていただきたいと思いますが、第1番目に1期工事計画の展示スペースの面積が非常に少ないということで、将来の2期工事としての増築計画についてどのようにお考えでおられるのか。

そして、2点目に企画展示室についても、もっとインパクトのあるものを考案していただきたいと私は思っております。いかがでしょうか。

そして、また部長と私も、昨年度生活・文化部におきまして、この博物館の設計に対していろいろと議論を重ね、ようやくここまでこぎつけてきた設計でございます。計画をしっかりとそのラインに乗せるために御尽力いただきましたことは、御心労は並大抵でなかったんじゃないかなというふうに関人的に思わせていただいております。本当にすばらしい博物館をつくってほしいという私の思いで今回部長にも答弁を求めたわけでございます。どうぞ

よろしく願いいたします。

〔安田 正生活・文化部長登壇〕

○生活・文化部長（安田 正） 初めに、展示スペースと増築計画についてお答えをさせていただきます。

新博物館の建築面積につきましては、基本計画で1万2000平方メートルといたしまして、うち1万平方メートルを第1期として整備するというところにございます。レストランやホール、会議室などについては、隣接をする県総合文化センターの施設を活用するなど、工夫を行うことで基本計画に掲げました機能を十分発揮できると考えております。こうした上で、建築設計では基本展示室を820平方メートル、企画テーマ展示室及び交流テーマ展示室を912平方メートルなど、展示エリアとして約2000平方メートルを確保いたしております。

このほかにも、交流創造エリアには子ども体験展示室や三重の実物図鑑ルームなど、性格の異なる展示室を設けておるところにございまして、これらを合わせた面積は約2400平方メートルでございまして、全国の県立博物館の平均的な展示スペース約3300平方メートルよりは少ないと思われませんが、常設展示はどうしても固定した展示となりますので、全国巡回展から県民の皆さんによる交流展示まで、柔軟に使えるテーマ展示室に重点を置いて今回は設計を行っております。

また、新博物館の特徴は、だれもが三重の自然と歴史、文化に関する資料や情報を活用いたしまして、主体的に活動・交流できる空間である交流創造エリアでございます。この交流創造エリアと展示エリアを相互利用することによりまして展示の魅力をさらに高めていけると思っております。第1期の設計を行う上で、建物全体の配置や増築部との接続などを考慮する必要があることから、第1期と第2期の整備分を一体で検討することが不可欠と考えまして、概略設計の段階では第2期も含めて検討を行っております。

概略設計でお示しをいたしました第2期の諸室構成は、主に今後不足すると思われず収蔵庫や書庫の整備をすることと想定をしております。なお、

第2期の整備につきましては、開館後の博物館活動の進捗状況や県民利用者の皆さんからの要望などを考慮しながら、増設の必要が生じたタイミングに具体的に検討をしていきたいと思っております。

次に、子どもたちにインパクトのある展示の御提案でございますけど、新博物館の展示は三重の多様で豊かな自然と歴史、文化を多角的に発信するため、三重の魅力を概観する基本展示と複数のテーマによる大小様々なテーマ展示を複合的に組み合わせた展開を考えております。このほか子どもたちに遊ぶ、楽しむことを通じて博物館を好きになってもらう子ども体験展示室を計画しております。基本展示室や子ども体験展示室では、ハンズオンと言われます五感に訴える体験型の展示手法によりまして子どもたちの知的好奇心や創造性を高めていきたいと思っております。

テーマ展示室には、全国規模の巡回展や館独自の企画展示、県民利用者の皆さんや様々な団体とともに企画をいたします交流展示など、それぞれの展示内容や規模に応じまして、柔軟な対応が可能になる三つの指標を持った展示室の設置を計画しております。例えば、テーマ展示室で開催をいたしますトバリユウなどの国内で見つかりました大型恐竜の化石などを紹介する大規模な企画展と同時に、実験実習室では化石を身近に感じてもらうことができる化石レプリカづくりの体験教室を開きます。さらに、化石採取などの野外活動という本物の体験へと導く中で、展示が子どもにとってわくわくドキドキするものにしていきたいと考えております。

このような館内での展示と体験が、いろいろな人とのかかわりを持ちながら本物の体験へとつながり、子どもたちに新たな感動が生まれる博物館にしていきたいと考えております。充実した魅力ある展示を実施するためには、数年前からきちんとした計画を立てて準備をすることが必要でございます。今後基本展示の検討に引き続き、開館記念の特別企画展や大型の巡回展、県民利用者の皆さんとの交流展示などについて計画、準備をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔18番 服部富男議員登壇〕

○18番（服部富男） どうもありがとうございました。

将来の2期工事の増築部分にぜひ企画展示スペースを設けていただきたいとは思いますが、こども会議や資料説明、そして、3D映像ができるような小ホールを、将来の増築工事があるのであれば、そのときにまた御考案をいただいでぜひともつくっていただくように要望して、次の質問に入らせていただきたいと思います。

第2番目に新政権の農政転換についてということで、集落営農担い手づくりであります。

知事は時代の峠という言葉をよくお使いになります、今まさに時代は大きな転換点を迎えている。私もそう感じております。経済的にも、社会的にも、政治的にも大きな転換点を迎え、経済的にはアメリカ発の世界的不況により、これまでのシステムにかわる新たな経済システムの構築が求められているのではないのでしょうか。

社会的にも少子・高齢化が進み、人口減少社会となり、社会のひずみの増大や地方の疲弊の進行など、様々な社会システムの制度疲労が進んでおり、再構築が必要な状況となっております。また、政治的には、さきの衆議院選挙によって民主党を中心とする新たな政権が誕生しました。この峠を超え、ふもとにおり立ったときには、よりよき社会がそこに広がっていることを私は願っておりますが、この時代の峠で今私が感じている不安、特に国が進めようとしている農政についての不安を少し話させていただき、県の対応についてお伺いしたいと思います。

政府はさきの衆議院選挙のマニフェストで示した政策を進めており、農業分野では戸別所得補償制度の創設により農業を再生し、食料自給率を向上させることを政策の柱として、そのための平成22年度予算案を国会に提出されております。この予算案では、約5600億円の戸別所得補償制度モデル対策が計上されており、農政重視の姿勢をあらわしているように見えますが、農家の受けとめ方は複雑で、期待が半分、不安が半分といったところで、特にこ

れまでの国の政策に従って規模拡大を目指してきた農業に不安が広がっています。

農家が不安に感じていることのひとつが、農地の集団化、集約化など、経営規模の拡大の大きな取組についてです。これまで国は国際規律の強化や中長期的な貿易自由化の流れにも対応し得るよう、力強い農業経営を育成するとの方針のもと、小規模な農家から農地を集め、大規模経営へと誘導する政策を一貫して進めてきました。これまで本県では経営の規模拡大という国の担い手農家への基本的な考え方と、米作を中心とする第1種兼業農家が圧倒的多数を占めるといふ本県の農業の特性を勘案し、土地利用型農業、すなわち水田農業については地域の農地を地域の話し合いによりまとめて担い手に委託する三重県型集落営農に重点を置いた担い手づくりを進めてきています。

今回政府が打ち出した戸別所得補償制度は小規模農家も対象としており、農村関係の維持のために小規模経営農家を支援する方向を打ち出すなど、担い手の育成に対する考え方が見えない状況であり、方向性にあいまいさを感じられるのです。国では家族経営を中心に多様な農業経営体を育成、確保するとして議論されているようですが、いまだに具体的な方向は示されておられません。WTOでの議論を持ち出すまでもなく、国際競争力の強化は欠くことのできない視点であり、経営規模の拡大による担い手の経営力の向上は大変重要な取組です。

そこでお伺いをいたします。1点目に、まずこれまで進めてきた集落営農に重点を置いた担い手づくりについて、農家の所得向上で若い後継者の育成につながっているのかどうか。具体的に成果についてお伺いします。

2点目、若い農業後継者をはじめとする担い手がこの集落営農の進め方に対してどのように考えているのか。その意向を把握しているのかどうかお尋ねします。

3点目、現在県において、農業農村の振興のための新しい条例と基本計画の策定に向けた準備を進めておられますが、国が目指す農業の担い手像が変化してきている中で、三重県の担い手像をどのように描こうとしているのか、

お尋ねをいたします。

〔真伏秀樹農水商工部長登壇〕

○農水商工部長（真伏秀樹） 集落営農担い手づくりについて御答弁を申し上げます。

本県の農業は水田を基幹としました兼業農家主体の農業構造を特徴としておりまして、近年農業者の高齢化、担い手不足、耕作放棄地が増加するなど、厳しい状況に置かれております。こうした中、戸別所得補償制度モデル対策が平成22年度に実施され、水田農業経営の安定につながることを期待をされておるところでございますけれども、小規模経営のほうでは赤字解消には至らないなど、課題もあるというふうに認識をいたしております。

また、農業従事者の高齢化等の状況を考えてみますと、農業、農村が持続されていく上では高齢化農家等の農地や農作業の受け皿づくりも必要と考えておるところでございます。これまで集落合意によります土地利用調整を基礎に、農地集積等による経営規模の拡大や営農の効率化を目指しまして三重県型集落営農を進めてまいりました。現在三重県型集落営農は全水田面積の約22%に相当いたします1万839ヘクタール、300集落で取り組まれている状況でございます。

こうした取組を推進するに当たりましては、認定農業者の方ですとか、指導農業士の方に加えまして、農村青少年や青年農業士等の皆様方の意見も踏まえて推進をしてきておりまして、地域の実情に応じた担い手の育成や後継者の確保が図られるとともに、経営規模の拡大によります生産コストの低減など、所得向上にもつながっているというふうに考えております。今後もこうした認定農業者、集落の担い手については、本県農業の担い手として大変重要だというふうに認識をいたしておりますので、引き続き育成をしていくことが必要というふうに考えております。

一方で、農業経営を取り巻く環境は大変厳しい状況が続いておりますので、加工、販売等によります高付加価値化に取り組むことによりまして、収益性の向上を図っていく重要性もますます高まっているところでございます。こ

れまでの担い手の育成や集落営農の取組に加えまして、意欲的に取り組む農業者もこれからの本県農業の重要な担い手の一つとして位置づけることが必要であるというふうにも考えております。現在国におきましては、新たな食料・農業・農村基本計画の見直しに向けた作業が大詰めを迎えているところでありまして、国の新たな農政展開などを踏まえながら、県の農業の担い手像に関する検討を深めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

〔18番 服部富男議員登壇〕

○18番（服部富男） ありがとうございます。

水田農業において、農地の集積による担い手の経営基盤の強化は大変重要な取組でもあり、検討して着実に取り組んでいただきますようお願いをいたしたいと思います。

ちょっと時間も詰まっておりますので、先に進ませていただきます。

2点目の農業者による6次産業化であります。

少し資料をはしりまして話をさせていただきます。私から改めて説明するまでもないと思いますが、農業の6次産業化は農業が1次産業だけにとどまるのではなく、農畜産物の加工、食品製造などの2次産業や卸、小売、情報サービス、観光などの3次産業にまで踏み込むことであり、農村に新たな価値を呼び込み、地域のお年寄りや女性にも新たな就業の機会をもつくり出していく可能性を有しています。

一般的に食料産業全体の国内生産額、言いかえれば最終的に消費者が食に支払うお金はおよそ100兆円とも言われていますが、このうち食用農水産物の国内生産額は12兆円、輸入生鮮品を含めても15兆円程度にとどまっています。これに2次、3次産業によって高められた付加価値が加わってその金額になっているのです。

こうして見れば、農業が産業として成長していく方向の一端が見えてくるのではないのでしょうか。私は農商工連携の取組も大いに進めていただきたいと考えていますが、三重県農業の振興や担い手の確保を考えたときに、食料

産業全体の国内生産額に占める農業のシェア、わかりやすく言えば取り分を高めていくという視点から今後ますます重要になってくるのではないかと考えます。

そこでお問い合わせいたします。農業者による6次産業の現状と今後6次産業化をどのように進めていくのかお聞かせください。

〔真伏秀樹農水商工部長登壇〕

○農水商工部長（真伏秀樹） 6次産業化について御答弁を申し上げます。

付加価値向上の取組といたしまして、6次産業化でございますとか、農商工連携、また、消費者と直接連携をいたします産消連携というような取組があるわけでございますけれども、こうした取組を進めてまいりますには、生産者の意欲と能力を高めることと自ら創意工夫を生かすことができる環境づくりが必要だというふうに考えております。

こうしたことから、これまで県のほうでは地域資源を活用するための三重ブランドアカデミーの事業でございますとか、それから、地産地消の推進等、食育活動への実践でございますとか、そうした形での支援、それから、販路開拓等のマッチング等の支援にも取り組んできたところでございます。こうした中で、無農薬の野菜なんかをインターネットで販売されるとか、専業農家をグループ化をされまして、直販所、スーパー等でのインショップの販売、それから、そうした食材を活用したレストラン運営というような形で、地域を巻き込んだ形でのモデル的な取組もできておるところでございます。

今後もこうしたブランドアカデミー等によります人材育成でございますとか、いろんな形での事業をしっかりと活用させていただきまして、地域への波及効果が大きい6次産業化等への動きに努めていきたいと思っております。それと、国のほうでも現在6次産業化の法案の検討が進められておりますので、こうした法案の検討条項もしっかり把握させていただきまして、県としての支援策を一生懸命充実してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

〔18番 服部富男議員登壇〕

○18番（服部富男） どうもありがとうございました。

農商工連携等を積極的に推進していただいておりますが、今後観光産業の盛んな三重県全体の地域の取組として、連携をしっかりととり、国の政策もうまく活用して、この6次産業化を積極的に推進していただきますようお願いして、次の質問に入らせていただきます。

3番目にがん検診受診率の向上についてであります。

我が国における死因の推移を見ると、平成21年には114万4000の方が亡くなられ、その中でがんは昭和56年以降死亡原因の第1位であり、一貫して上昇を続け、平成21年度では年間34万4000の方が亡くなられ、約3人に1人ががんで死亡されております。将来的には2人に1人ががんでなくなる時代がやってくると言われております。

このような中で、全国どこに住んでいても適切ながん治療を受けられることを目指したがん対策基本法が平成19年4月に施行され、6月には数値目標や達成時期を盛り込んだがん対策推進基本計画が策定され、国を挙げて本格的ながん対策に取り組んできていることは周知のとおりであります。また、県にあっても、三重県がん対策戦略プラン、がんの予防、早期発見、医療、予後の4本柱でがん対策を推進していることは承知しています。

私ごとではありますが、私の家内が胃がんにより14年前に41歳で亡くなりました。がんが発見されて3カ月の命でありました。がんの脅威、進行の速さはすさまじいほどで、抗がん剤治療をしても転移することを防ぐことができませんでした。主治医の説明では、家内のがんはその病院でも1年に1人あるかないかの強いがんであるというお話でした。40歳まで生きて日々の暮らしの中で病気一つせずに暮らし、まさかがんになるとは思いもよらないことでありました。

がんを早期に発見し、適切な治療、医療につなげていくためには、定期的ながん検診が第一であり、かつ非常に重要であって、早期発見、早期治療が行われることによりがんを克服することができると痛感しております。ところで、国のがん対策推進基本計画や県のがん対策戦略プランによると、がん

検診の受診率が50%以上とする数値目標を定めているのではありませんが、現状は県内においても10数%、せいぜい20%の低率で、全国順位もやはり下のほうであります。憂うべき事態であります。

このようにがん検診の受診率が低調となっている原因を探ってみると、市町による広報の方法や住民の意識や自己負担の問題など、いろいろな要因があると考えられます。市町の事業としての検診に係る住民の自己負担をゼロにするなどの思い切った施策が必要ではないかと考えております。がん検診による早期発見により助かる命があり、命を直接守る事業として、国策として取組をしてほしいと強く国に願っておるところでございます。

平成19年12月の議会に、公明党の中川議員より無料クーポンの発言がありました。その後、平成21年度の国の補正予算で女性特有のがん対策事業として、乳がん検診、子宮がん検診のための無料クーポン券の配付による検診受診率の向上に向けた取組が全国的に繰り上げられるなど、新たな対策が図られてきました。また、がん検診受診率が全国的に伸び悩む中、昨年10月にはがん検診受診率50%達成に向けた集中キャンペーンとして数々の取組が進められてきたこともあります。

ここでお伺いをいたします。がん検診受診率の向上に向けて直接的には市町の努力に求めるところが大きいと思いますが、県には県民の健康を守るといった観点から役割を果たす責任があると考えております。数々の取組が進められた中での集中キャンペーンについてお伺いをいたしたいと思っております。お願いいたします。

〔堀木稔生健康福祉部長登壇〕

○健康福祉部長（堀木稔生）　がん検診の受診率の向上につきましてお答えさせていただきます。

県におきましては、御紹介いただきましたが、平成20年8月に改定いたしました三重県がん対策戦略プランに基づきまして、がんの予防、早期発見、診療体制の充実など、総合的ながん対策にこれまで努めてきたところでございます。

近年では、早期にがんを発見することができれば完治するなど、がん治療の技術は向上しております。こうした中、がんを早期に発見し、適切な医療につなげることが大変重要であります。そのためには、より多くの方にがん検診を受けていただくことが必要であります。これまで県といたしましては市町と連携を図りながら、乳がん等検診に関する講演会、またはマンモグラフィ検診の無料体験を実施するなど、がん検診の重要性に関する普及啓発の取組を県内の各地で行ってきたところでございます。しかしながら、現時点では、御紹介いただきましたが、県内のがん検診の受診率は依然として低く、全国平均を下回っている状況が続いております。今後は三重県がん対策戦略プランに掲げましたがん検診受診率50%を目指すという目標を達成していくため、さらなる取組を行っていきたいと考えています。

具体的には、平成21年度から開始されました女性特有のがん検診推進事業の実施結果を検証し、継続した事業として定着するよう国のほうへ働きかけを行うこと、また、がん検診の実施主体である市町が直面している課題等を踏まえて、NPOや企業などと連携し、より効果的な普及啓発事業を行うことなどの取組を行いまして、がん検診の受診率の向上を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

〔18番 服部富男議員登壇〕

○18番（服部富男） どうもありがとうございました。

私からの提案でございますが、検診無料クーポン券には検診科目によって年齢の制限が設けられていますので、県独自で今後20歳の成人式の記念無料検診クーポン券等を発行していただいたらどうかなというふうに御提案をさせていただきます。次の質問に移らせていただきたいと思います。

最後の質問でございます。環境政策、生物多様性の確保についてでございますが、2月22日の代表質問以来、多くの議員の皆さん方から地球温暖化についての対策を中心とする質問がございました。確かに台風が強大化したり、局地的な豪雨が発生するなど、温暖化が気象変動にもたらす影響にははかり

知れないものがあります。

また、自然災害のみならず、気温の変化によって米やトウモロコシの収量が減るなど、農業生産への悪影響があり、夏場に熱中症患者が増えたり、光化学オキシダント濃度が上がったり、熱帯地域の熱病を媒介とする蚊の生息域が日本にも及んでくるなど、生活環境や衛生環境面への影響も大いに気がかりなことです。しかし、今回私が問題にしたいのは、温暖化をはじめとして様々な要因がもたらす生物多様性への影響であります。

去る2月17日、環境省の専門家による検討委員会は、日本の生物多様性に関する初の総合的評価の素案をまとめました。新聞報道によれば、過去50年の変化を見ても、特に沿岸、海洋や島などの生態系で多様性が大きく損なわれており、なお損失傾向にあると厳しく評価しています。

この検討委員会では、絶滅危惧種の数や干潟の面積などのデータをもとに、6種の生態系について生物多様性の損失状況を分析した結果、沿岸・海洋生態系では、埋め立てなどでの干潟、藻場、サンゴ礁、砂浜が減少したほか、有用魚種の減少傾向の種が増えているとし、開発や外来種の侵入により多くの固有種の絶滅が懸念されていると評価しています。また、森林生態系においても、自然性の高い森林が減少傾向で、一部で森林に生息する種の個体数が減り、分布が縮小しているとの評価です。

このように、今、我が国の生物多様性は全体的に見て損なわれているといってよいでしょう。国では、平成20年の6月に生物多様性基本法を施行しました。この法律では、第5条において、地方公共団体が生物多様性の保全と持続可能な利用に関して、国の施策に準じた施策などを策定し、実施すべき責務を有することや、同じく第13条において基本的な計画を定めるよう努めなければならない旨が規定されているところでございます。

そこで質問ですが、1点目、平成21年3月末現在、お隣の愛知県を含めて幾つかの県で策定していると聞いています県の基本的な計画、いわゆる生物多様性の地域戦略について、三重県はどのような考えに基づいて策定されておられるのか。

2点目にあわせてお聞きしますが、本年10月にはCOP10が愛知県名古屋で開催されます。生物多様性確保に向けた世界の関心がこの地に集まることとなりますが、これは三重県にとってもその豊かな自然環境をアピールする絶好の機会だと思いますが、県としてどのように参加をされるおつもりか、2点お伺いいたします。

〔渡邊信一郎環境森林部長登壇〕

○環境森林部長（渡邊信一郎） 生物多様性につきましてお答えをいたします。

まず、1点目の地域戦略でございます。本県の地域戦略につきましては、現在準備作業を進めておりまして、来年度の策定に仕上げてまいりたいと思っております。

策定の考え方でございますけれども、人間活動等によります個体数や生息地、生育地の減少など、県内の生物多様性に関する現状や課題を整理いたしまして、それぞれの課題に対応して県が今後どのような目標を掲げて対応していくのか。また、県民やNPOといかに協働して保全をしていくか等についての検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、COP10につきましてでございますが、COP10につきましても私どもも生物多様性の情報発信をする絶好の機会ととらえております。具体的には、今月20日から21日にCOP10のパートナーシップ事業としましてしぜん文化祭 in みえを、菰野町におきまして生活・文化部と連携して開催をしてまいりますし、22年度におきましてはCOP10の開催期間中に市町と協働いたしまして、外国からの会議の参加者向けの現地視察を県内の地域で予定をいたしておりますし、あわせて、名古屋市内で行われますCOP10の交流フェアにおきまして、本県におけます生物多様性の保全事例や県内の希少動物に関する情報発信などに努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

〔18番 服部富男議員登壇〕

○18番（服部富男） どうもありがとうございました。

ぜひ三重県の生物多様性に対する考えが自然環境をアピールする絶好のチ

チャンスでございますので、しっかりとしたお取組をよろしくお願い申し上げたいと思います。

そして、また先ほど部長の答弁にございました菰野町の取組も以前から聞かせていただいております、私の菰野町もしっかりと取り組んでいただいております。石原町長も頑張ってもらっているんだなというふうに思っております。

愛知県の名古屋市の中を流れる堀川がございます。皆さんはテレビで見られたり、いろんな報道の中で御存じだと思いますが、この堀川にアユが戻ってきたということで、そのアユが遡上する姿、そして、またそれに伴って野鳥も戻ってきた。そしてカワウがアユをしっかりと集団で食べておる姿、これはまさしく自然が、15年前の非常に汚れていた堀川がきれいになって、愛知県の取組が素晴らしいものだ。これはやはり木曾川から40センチぐらいのパイプを利用して堀川に導水路を設けた。そして、実験ではあったけれども、この3年間、4年間に水を放流してきれいにした形がこういう結果になったのではないかなというふうに思っております。

やはり利水も治水も、そして、また川の浄化に伴って、三重県の対策としてもしっかりと山の水を川へ、そして、また川から海へ流れるライン、海にはやはり養殖等もあり、自然環境の破壊によって厳しい状況にもなる環境もあるということでございますので、どうか全体的な取組で考えていただきたいと思っております。

今日は博物館構想の第1の次第で知事に質問をさせていただきました。やはり全体計画をしっかりと見据えていただいて、第1期工事をまずしっかりと施工できるような段階にまで持って行ってほしいと思っておりますし、またスタートを切っていただきたいと思っております。今日は時間配分でちょっとはしよった部分もございますが、これにて質問を終わらせていただきたいと思っております。どうもありがとうございました。(拍手)

○議長（三谷哲央） 4番 水谷正美議員。

〔4番 水谷正美議員登壇・拍手〕

○4番（水谷正美） 四日市選出、新政みえ所属の水谷正美でございます。

今日は、北勢から4名の議員が質問をさせていただくということでございます。先日、亀山市立加太小学校に出前講座に行っていました。今日も、毎年1回必ず、傍聴に来ていただいております。広聴広報会議に所属をしております出前講座を県内小・中学校で行っておりますけれども、野田副議長と加太小学校にお伺いをして県議会の議論の進め方をお話しさせていただいてきたところでございます。なるだけわかりやすく御答弁を賜ればというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。今回大きく3点の質問をさせていただきます。もちろん質問のほうもわかりやすくしなきゃいけないわけでございます。

一つ目は、県内初となる中核市移行が明確に見えてまいりました四日市の産業廃棄物問題が進展したことについてでございます。そして、二つ目は新成長戦略や東アジア共同体構想など、政府戦略に基づく観光戦略についてであります。三つ目は、もしかしたら時間がなくなるかもわかりません。道州制についての議論が新政権の会議体でも出始めてまいりました。地方政府というものを定義づける地域主権改革の舞台装置について、知事の御所見をお伺いしてまいります。

それでは、通告の順にお伺いします。

初めに、県内初の中核市移行に向けた産業廃棄物問題についてであります。

先日の23日、日本最大規模と言われる産業廃棄物問題に係る大矢知地区・八郷地区合同会議が行われました。知事との直接交渉を希望しておりました地域住民の願いがやっとかないまして、知事に御出席いただきました。大矢知地区連合自治会、八郷地区連合自治会、大矢知の環境を守る会の地域住民が決議文を採択いたしました。その直後にその場で知事から謝罪を含めたごあいさつをいただきました。マスコミ各社が報じておりますから、御承知の方も多いと思います。

この日の1週間前に、昨年度の不法投棄量が、大矢知・平津事案を含めず全国で三重県がワースト1位になったこともあったのだと思います。この日の

知事のごあいさつをお伺いした私の感想は、2度県の責任について言及し、産廃問題の解決に向けた並々ならぬ知事の決意を感じたところでございます。会場の地域住民からも大きな拍手をいただいております。今日この議場では、再度知事の決意をお伺いしたいと思っております。

地球温暖化問題について活動をする、アメリカの元副大統領であったアル・ゴアが、著書「地球の掟」でスコットランドの登山家ウィリアム・ハチソン・マレーの言葉を引用して、世界規模の環境問題に立ち向かう決意を述べるくだりがございます。「一人が決意するまでにはいつもちゅうちょがあり、引き返したい気持ちで揺れ動き、すんなりと効率よく心が決まるといことはめったにない。すべての先駆的な行動には一つの基本的な心理があり、この心理を無視すれば無数の考えやすばらしい計画が無駄になる。その心理とは、一人が断固として決意するならば、そのとき神の摂理もまた動くということである。」という一文です。一人が断固として決意するとき、神の摂理も動くという言葉はアル・ゴアは信じたのであります。

日本国内ワースト1位となっている産業廃棄物問題に立ち向かうという知事の決意、行政検証の調査報告書が過日提出された大矢知・平津事案の解決に向けた知事の決意をお伺いします。

次に、環境森林部にお伺いします。

地元住民、学識経験者、そして、行政により三者協議が進んでいます。私も出席をさせていただいておりますけれども、職員の方々の御尽力に感謝している地元住民も多くなってまいりました。担当職員の山神さんや中島さんたちによる地域住民の対話のための本庁からの出張は250回を超えてまいりました。朝明谷と言われる地域、地元在住の議員として感謝を申し上げます。

既に第6回の開催を経ておりますが、リスク評価表を策定して課題を解決していくという手法をとることとなりました。全国初の先進的なリスクコミュニケーション手法と言われておりますが、地元の安全・安心の確保を第一に考えた手法であることを確認し、まず御所見をお伺いしておきたいと思いま

す。

そして、このリスクコミュニケーションとは、施設などから発生するリスク、つまりよくないことが発生する可能性について、生活環境上の利害関係がある住民に対し施設関係者とコミュニケーションを図るプロセス全体を言うものであります。これらのリスクコミュニケーションが成功しているか否かは、相互の意見交換を通じてだれもが納得するという合意形成を目的としているのではなく、プロセスを経ることによって十分な情報が関係者に提供され、理解が十分になされ、相互の信頼関係が構築され、その信頼のレベルが向上したか否かで成功しているか否かが判断されるとしているのであります。この概念が先進的と評価されるゆえんであります。

そこでお伺いしますが、この手法は三重県内に存在する処分場の周辺住民、つまり近くで共存を余儀なくされている住民、情熱の継続する多くの住民と検討し、着手すべき手法だと思っております。リスクコミュニケーションが難しい理由としては、住民と事業者や行政、そして、学識経験者の間でリスク認知にギャップがあるからであります。それぞれの事案、事例によってリスクそのものが違うことは前提として、この手法の進化と他の事例事案での活用についての御見解をお伺いいたします。

次に、政策部にお伺いします。

前段にも申し上げましたが、四日市市大矢知地区・八郷地区合同会議で地域住民の決議文の採択の後、知事をごあいさつの中で、この日が解決に向けたスタートの日であるとお話になりました。その話を受けて、出席をされていた地元四日市市の田中俊行市長から県市の連携をお約束すると述べられました。この2人の首長の発言から、この日を境に産業廃棄物の監督権限の問題で膠着状態になっていた県内分権の推進、つまり県内初の中核市誕生が見えてきたと考えるのであります。御承知のように、平成の大合併によって四日市市は30万人都市となり、保健所政令市を経て、そして、今年平成22年に国勢調査が行われて、次の国勢調査の平成27年時点の人口減少が不透明なため、今後5年間の間に県内初の中核市誕生のスケジュールが視野に入っ

きたと考えております。

そこでお伺いしますが、大矢知地区・八郷地区合同会議で野呂知事が語った四日市市並びに国の支援もいただく中で、三重県が責任を持って対処してまいるということを重ねて申し上げるといふ、2度目の責任論を語ってくださるをどう実現するかということについてであります。県内初の中核市が誕生する時期に三重県が事業主体の代執行事案が継続すると想定できる場合、地方自治法の事務委託制度によって、継続事案に係る事務権限に限定した市から県への事務委託が制度的に可能か否かということについて御見解をお伺いします。

〔野呂昭彦知事登壇〕

○知事（野呂昭彦） まず、大矢知・平津事案の件につきましては、以前から水谷正美議員には大変熱心にいろんな諸会合にも御出席されており、かかわってこられておることに敬意を表するところでございます。

実はこの大矢知・平津事案については、私が知事に就任しました際、いろんな廃棄物の不適正な事案がニュースになったり、私も一時期松阪の市長をやっておって、市内でもけしからんなと思うようなそういう事案があったりしました。そんなことから、知事になりまして県内にも相当悪質な事案があるのではないかと。そういうことから担当部のほうに状況実態を尋ねましたが、正確な把握ができていないというようなことがわかりまして、そこでぜひ調査をするようにということで翌年度に予算をつけ、そして調査に入ったということでございました。

ところが、それで調査を、11事案対象にあったのでありますけれども、実施をしました安全性確認調査の結果、大矢知・平津事案については全国最大規模というような、かなり大規模だということは想像しておったのでありますけれども、実は結果として出てきたものはさらに驚くべき状況であったというようなことで明らかになったところでございます。

その後の経緯はいろいろと御承知だと思いますけれども、地元の皆さんが御要望されておりました掘削調査等も経まして、そして、平成20年10月から

地元の皆さんの安全の確認と安心の確保に向けまして、お話でも触れていただきましたが、地元、それから、学識経験者、そして、行政の三者による協議、いわゆる三者協議と呼んでおるものでございますが、この中で協議を重ねてきたというところでございます。

そうした協議を進めます中で、大矢知地区連合自治会、それから、八郷地区連合自治会から合同会議のほうに出席要請を受けたところでございまして、先月23日に地元の皆さんと直接お会いいたしまして、私からはまずは長年にわたりまして御心配をおかけしておりますことに、県政をあずかる最高責任者の立場からおわびを申し上げたところでございます。また、地元自治会におかれては、長年この問題に取り組みまれてまいりましたが、その中で冷静に、そして、御熱心に御協議をいただいてまいりましたことに、これには私からお礼を申し上げたところでございます。

そして、三者協議におきまして、地元の御要望によりますリスク評価表を作成いたしまして、これをもとに議論をしていこうという、これは全国的にも極めて先進的な手法によりますリスクコミュニケーション、これが進められようとしておるところでございます。私は、今後ともこうした場を通じまして、建設的で前向きな御協議をぜひ皆さんに続けていただきたい、そのことをお願い申し上げた。おわびを申し上げ、お礼を申し上げ、そして、お願いを申し上げたというところでございます。

それから、さらに地元住民の要望を第一といたしました、適切かつ確実な対策を講じることといったような内容を持ちました決議文が採択をされまして、直接お渡しをいただきました。この決議文に込められました地元の皆さんの長年の思いというものを重く受けとめたところでございます。そして、あわせて、私はこれがまた新たなスタートになるのではないかと、新たなスタートを切ることができたのではないかと考えたところでございます。

今後とも、地元の皆さんの安全・安心の確保、これがまず最優先でございます。そして、その上で地元四日市市の協力もいただきたいし、それから、国の支援、これもいただく中で県が責任を持って対処してまいりたいとそこ

でも述べました。そういった考えでおるところでございます。また、具体的な安全対策とか、跡地の利活用など、様々な難しい課題が実はあるわけでございますけれども、こういう新たなスタートを切れましたことから、私は地元の皆さんとの話し合いを重ねていく中で、必ずやこういったことについて解決できるのではないかと、そのように確信をいたしておるところでございます。

残余につきましては、担当部へお尋ねでございますので、部長のほうからお答えをいたします。

〔山口和夫政策部理事登壇〕

○政策部理事（山口和夫） まず、私からは、事務の委託に関しまして御答弁申し上げます。

事務の委託につきましては、地方自治法第252条の14におきまして、普通地方公共団体はその事務の一部を他の普通地方公共団体に委託して管理、執行させることができるとされておりますことから、御指摘のように、四日市市が中核市移行後に県に対して産業廃棄物行政に係る事務を委託することは制度的には可能であると考えます。なお、この委託を行うためには、協議によりまして双方の議会の議決を経た上で、双方合意の上規約を定めて行うことが必要となります。

以上でございます。

〔岡本道和环境森林部理事登壇〕

○環境森林部理事（岡本道和） 私からは、リスク評価表を活用いたしましたリスクコミュニケーションについてお答え申し上げます。

この大矢知・平津事案につきましては、県が平成16年度から18年度にかけて実施しました安全性確認調査、平成19年度に実施しました地元要望の掘削調査を経まして、平成20年の10月から地元、学識経験者、行政の三者による協議をこれまで6回にわたり重ねてまいったところでございます。

この三者協議は、地元主導によりまして設置された協議体でございます。建設的で双方向のリスクコミュニケーション、これは関係者間でリスク情報

を共有し、対話をしていくというリスクコミュニケーションを通じまして周辺の生活環境を保全し、地元の皆様の安全・安心を確保することを目的としておりますもので、従来の行政の中でも極めて特色のある形態であるものと、こういうふうに認識をしているところでございます。この三者協議におきましては、学識経験者の方からリスクコミュニケーションを効果的に進めるということで、リスクの考え方等につきまして3回にわたって講義をいただきました。地元の皆様にその重要性を十分に御理解いただいたところでございます。

また、地元の皆様からは、本事案に対します今後の対応等につきまして、具体的な安全対策、それから、跡地の利活用等につきまして前向きな議論を求められております。そのような中で、議論を効率的かつ効果的に進めますために、リスクの状況とその評価、それから、その対策の必要性などをリスク評価表という形で取りまとめまして、それを早く作成するようという要望をされておるところでございます。

このような御要望を受けまして、県では、本年1月の第6回の三者協議におきましてリスク評価表の素案をお示しいたしました。今後このリスク評価表をもとに議論を進めていくということにされたところでございます。今後はこのリスク評価表をもとにいたしまして、地元の皆様も参画をいただき、議論を進めていく過程を通じまして、地元の皆様の安全・安心を確保する取組を進めていきたいと、かように考えております。

全国的にも非常に先進的な手法である、リスク評価表を活用したリスクコミュニケーション、これをその他の県内の不適正事案の解決に向けて活用してはどうかというお話でございました。お話にもございましたように、県内にございます各事案につきましては、それぞれにいろいろな特質がございます。まず、私どもとしましては、一番先進的に取り組んでいただいています大矢知事案、これでまず取組を進めて、その成果を各事案で状況に応じて検討をしていってはどうかというふうに考えております。

以上でございます。

〔4番 水谷正美議員登壇〕

○4番（水谷正美） 御答弁ありがとうございました。

知事からはいい方向に向かうであろうと、確信という言葉を使われまして、めったにお使いにならない単語でございます。決意を感じたところでございますけれども、全国1位の大矢知・平津事案を含めずに今1位になっているという状況のこともぜひ決意を持って挑んでいただきたいというふうに考えているところでございます。

事務の委託の話につきましては、これはもちろん四日市市自身がどう考えるかということをお伺いしてからのことなんですけれども、制度上は可能だということと、そして、知事がおっしゃった責任論の中で、中核市に移行した後、産廃行政が四日市に移行してしまうわけですから、その法的責任が四日市に移行してしまうということについて、もう一度事務の委託で四日市市が県に、法的責任まで終わるまでやってほしいという申し入れがあった場合、制度的に可能だということが確認できましたので、これは四日市市の今後の御検討をもって進めていくべきものだというふうに考えております。

それから、今後の対応についてのリスクコミュニケーションの件でございます。これから各論に地元で入ってまいりますから、ここがやはり非常に難しい状況にまたなってくる。今スタートだというふうに知事がおっしゃったのはそのとおりだというふうに思っております。県の職員の皆様の御尽力を心から御期待申し上げたいというふうに思います。

少し難しいお話でございました。今度の質問はなるだけわかりやすいものでございます。環境問題から観光問題に移ってまいります。

今まで私がシリーズでお伺いしております県民の率直な思い、ボリューム3となつてまいりました。ボリューム1では年金問題を中心に、ボリューム2では消費税問題を中心にお伺いしました。今回は今までよりもっと県民の率直な思いを出発点に課題と提言を立論してまいります。

その県民の思いとは、知事、ちょっと皮肉に聞こえてしまうかも知れませんが、野呂知事に東国原知事や橋下知事のように、観光客の呼び込みやも

っと三重を売り込んでほしいという県民の思いが一、二年前は本当に多かったんです。これは今から野呂知事はタレント知事になれませんから、やはり難しいと思います。いわゆるむちゃ振りだというふうに言えるかもわかりません。しかし、県民の思いは実現をしなくてははいけません。したがって、みんなでやるということになってくるといふふうに思います。これは観光大使の件もこれからお話ししますが、野呂知事の周りで、もちろん私たちもそうですけれども、支えながら三重県のイメージアップを図る、売り込んでいくということになる。

この観光戦略については、会派のメンバーとともに台湾政府、それから、上海人民政府にお伺いしました。東アジア戦略についてのことも今日お話をさせていただきますけれども、視察を終えてこれらのフィールドワークを経て一定の見解を持つに至りましたものですから、今回質問をさせていただくこととなります。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

まず、考察すべきは、小泉内閣当時からビジット・ジャパン・キャンペーンと言われるグローバル観光戦略はどうなっているかであります。この戦略は、達成はできませんでしたが、観光産業の発展を目指している地方政府にとっては非常にわかりやすい戦略でございました。この戦略は昨年12月に発表された政府の「新成長戦略～輝きのある日本へ～」に増強されて引き継がれております。

新成長戦略の六つの視点の一つ、観光立国地域活性化戦略として、我が国は観光のポテンシャルは極めて高いと重要視しているのであります。このテーマの数値目標は2020年の訪日外国人を現在の約3倍の2500万人にするというもので、達成するために良好な治安の維持に配慮しつつ、訪日観光ビザの取得を容易にすることや、先日藤田正美議員からも御質問がございましたけれども、ローカルホリデー制度など、今まで中央政府が決めていた休日を数日分については地方政府で決めることができるという休暇取得の分散化などで実現するというのであります。

今回の質問では三つの提言をしたいと思ひます。

まず、観光大使のあり方についてであります。

資料をお配りしておりますが、この三重の観光大使の名簿、(パネルを示す)左側が平成20年、右側は平成21年、最新のものでございます。観光大使の方々、こんなに有名な方々にボランティアで活動をしていただいているということ、心から感謝を申し上げたいと思います。

そして、さらに目指すべき姿についてでございます。

若手の登用による人員増と県民推薦制度の導入であります。東京都のように観光大使のほかに親善大使や広報大使など、大使というネーミングをテーマごとに分けることを参考にするなど、三重県の対外的なアピールのために人員の増加、そして、県民1万人アンケートなどを利用して、県民からの大使候補の推薦を受けるということも検討すべきではないかと思えます。御見解をお伺いします。

次に、三重県の県産品のブランド化についてであります。

観光旅行という商品は通常の商品とは異なり、購入時点では情報のみで、事前に手にとって品質を確かめられるものではありません。すなわち、観光という商品は情報やイメージに左右されやすい商品であり、そのイメージを想像させるものが県産品、景観、継続的なイベントや歴史遺産などということになります。

そこで、お伺いいたしますが、JAPANブランド、三重ブランド、地域ブランドと言われる地域商標制度についてであります。それぞれの認定制度はよく考えられたいい制度なのですが、三重県をアピールするときに非常にわかりづらい説明になってしまいます。

皆さんに資料をお配りしておりますが、(パネルを示す)名刺で、これはもう県議会議員の皆さん多くの方がおつくりになっていると思います。中村進一議員の名刺と私の名刺でございますけれども、この中村議員の名刺は三重県全体をアピールするものでございます。これを活用いただいて台湾政府、上海人民政府でも御説明をいただきました。

私のほうは三重ブランドのみを紹介するものなんですけれども、実はこの

二つの紹介ツールの共通項が少ないのであります。JAPANブランドとして、中小企業庁が認定したものは三重県において紀北町の干物と鳥羽の真珠、そして、申請を終えていますのが四日市の萬古焼でございます。まだ認定はされておりません。補助事業を受けたという状況でございます。

そして、三重ブランドとしては、県が認定した事業者が生産する商品に限定しておりますので、三重県で例えば真珠を購入しても、三重ブランドの真珠にたどり着くのは希少価値があつて大変なこととなっております。地域ブランドは特許庁が認定する地域名を含む地域産品、先ほど申し上げましたけれども、例えば陶磁器の四日市萬古焼などになります。つまり、ブランドとつくだけでも3種類のアピールすべき県産品グループがあることとなります。今、御説明するに当たっても、これらの認定制度の差異が説明しづらく、説明を受けた人もわかりづらいのが現実であります。二重行政、三重行政とも言われていますが、改善は可能か、御見解をお伺いしたいと思います。

次に、県土整備部にお伺いします。

景観についてであります。

お客様が滞在時間を延ばしたいと考えるような観光戦略として、観光地の景色が美しくあることは必要不可欠であります。景色がいいからしばらく散策でもして食事もしていこうかと思っただき、今度来るときはこちらでゆっくりしようと思うリピーター化も検討すべき戦略であります。

ここで、平城遷都1300年に向けた奈良県の観光戦略を御紹介したいと思います。奈良県は一昨年5月から県のイメージアップを図るための眺めのよい場所、すなわち残したい景観を募集すると同時に、マイナスイメージとなる残したくない景観を募集しております。県外からの観光客の方が見たらがっかりするかもしれないという場所ですね。印象が悪い要因を分析し、データ化してホームページなどで公表しております。

資料をお配りしておりますけれども、こちらでございます。(パネルを示す) まほろば眺望スポット百選、そして、残したくない景観も公表ということなんですが、一番上は残したくない景観の主な応募事例のうちの電線、電

柱、真ん中がポイ捨て、落書き等、そして、一番下が道路等の公共施設で草が生えて見苦しくなっているということですね。これを県民から募集して、すぐ官が直しにかかる。次のページは五重の塔の眺望をよくするべきだという写真ですね。電線の地中化によってこういうふうによくなりましたというのが右側の写真になります。このようにマイナスイメージと感じる残したくない景観を募集したことは、県民の力をかりて観光地の整備につなげていくことができた施策として評価をされております。

そこでお伺いしますが、このプロジェクトは県がベストとワーストの景観スポットを把握し、公共で改善できるものは改善していくという効果を生むこととなると同時に、県民にとって手軽に携帯電話の写メールで送付いただくという、県民参加型の観光産業づくりを展開できるということに大変意義があると考えます。三重県も取り組むべきプロジェクトであると提言いたしますが、御答弁をお願いします。以上3点です。

〔真伏秀樹農水商工部長登壇〕

○農水商工部長（真伏秀樹） まず、私のほうから、ブランドの関係の御答弁を申し上げたいと思います。

まず、JAPANブランドでございますけれども、地域の中小企業者の方が一丸となりまして海外市場も視野に入れて、地域資源の強みを生かした製品開発等を支援するという目的で、経済産業省のほうの事業として平成16年から実施をされておるところでございます。

一方、地域ブランド、地域団体商標登録制度でございますけれども、これは特許庁が所管をする制度でございます。平成18年の商標法の改正によりまして、地域の名称及び商品の名称から成る商標について、一定の範囲で周知となった場合に登録を認めるということで、現在三重県においては12の地域団体商標が登録をされておるという状況でございます。

一方、私どもが進めております三重ブランドにつきましては、マーケットニーズに対応いたしました県を代表する製品の創出、それと、これらの産品を通じて三重県のイメージアップを図り、県産品全体の評価の向上でございます。

ますとか、観光誘客の促進につなげていこうということで、平成13年度から取組を進めておりまして、現在11品目、42の事業者の方を認定いたしておるという状況でございます。

この三重ブランドの特徴でございますけれども、その認定におきましては、対象を県産品だけじゃなしに生産者の方にも広げておるという形でやっております、品目に対する責任の所在を明確にする。また、消費者の方に対するブランドの信頼性を確保するという形で、本県独自の厳格な制度として運用させていただいております。それぞれ制度の中で違いといいますか、運用の状況等も違いますので、直ちにこれを一本化していくとか、一元化するというのは大変困難であるかなというふうに思っておりますけれども、私どもといたしましては、県が今まで推奨いたしてきました三重ブランドにつきましてこれからもしっかり情報発信をする中で、三重県のイメージアップ、それから、ブランド認定品の知名度向上というのを図っていききたいなと思っております。

それと、当然県民の方にもこういうことを知っていただくことも必要かなというふうに思っておりますので、平成21年度、今年度でございますけれども、県政だよりの表紙のほうに1年間三重ブランドの特集をさせていただいて、それぞれの事業者の方の具体的な取組等についても紹介をしてきたところでございます。これからも三重県の将来の顔となりますこのブランドをしっかりと育てる中で、県内外に三重ブランドの情報発信というのを挙げていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

〔辰己清和農水商工部観光局長登壇〕

○農水商工部観光局長（辰己清和） 私のほうから、観光大使のことについて御答弁申し上げたいと思います。

みえの国観光大使は、現在芸能界、あるいは経済界の様々な分野で活躍されているという方々に、本県の観光を積極的に応援していただくということで委嘱しておるところでございます。表にございましたように、24名の方が

当たっていただいております。それで、その大使の方々が御自身の活動の中で、本県の観光情報のPRをそれ相応に行っていただいておりますというのが現状でございます。

具体的な活動を少し述べさせていただきたいと思うんですが、芸能界で活躍されております大使でございますが、こういう方はテレビのバラエティー番組、あるいは歌謡番組で自らが選ぶ三重の観光スポットやあるいは食材などを紹介していただいたり、インターネットのブログで三重県の産品を紹介していただくとか、多くの方に三重県を知っていただくようにPRをいただいておりますということでございます。それから、ほかにも講演会をされるような大使の方には、その場で三重県の話提供であるとか、ある大使におきましては、三重県へのツアーを企画していただいたり、観光PRや観光地づくりへ助言等もいただいておりますというような事例もあるわけでございます。

こうした大使に対しまして、県としましては、この2月に東京、大阪で三重県観光記者発表会交流会というのを大勢の方に来ていただいて、そういうイベントをやったわけでございますが、その場にお越しいただいたり、それから、観光パンフレットを機会ごとに郵送してございまして、最新の観光情報を提供してございまして、さらに、今年度から県内の産地から提供されました旬の食材などを大使の方にもお送りしまして、観光だけでなく物産等にも幅広い分野で三重の魅力について御理解をいただいて、それを発信していただいております。

それで、人員の増加ということもございましたが、現実に観光大使を希望される方もこうした活動の中で今私どもにも複数出てきておりますし、それから、分野としても国際交流分野というのも大事になってくるのではないかなというふうに思っております。それから、他県の東京都の例とおっしゃったように、親善大使であるとか、あるいは県民がということにつきましては、大使がこれからも活躍の場をつくって検討していく上でよく検討していきたいと思っております。

以上でございます。

〔長野 守県土整備部理事登壇〕

○県土整備部理事（長野 守） 観光の観点から奈良県のまほろば眺望スポット百選と残したくない景観の取組について、三重県もこのような取組をしてはどうかという御質問でございます。

美しい景観は観光振興にもつながるものであると認識しております。また、景観づくりは多様な主体がそれぞれの役割に応じ積極的に取り組むべきものと考えております。このことから、三重県におきましては、市町の景観づくりを支援、補完するとともに、広域的な視野に立った良好な景観づくりに取り組んでいるところでございます。

また、良好な景観を守りはぐくむためには、県民の皆さんの景観づくりへの意識の醸成が大切であると考えており、そのため建築物を建築する際に景観への配慮を求める届け出制度を実施しております。これは建築物等のデザインや色彩、緑化などについて景観に配慮したものに誘導して、良好な景観を形成することにより、その地域の皆さんに景観への配慮を認識していただくというものでございます。さらに、シンポジウムや景観交流会の開催などによりまして啓発活動も実施しているところでございます。

こうした中で、市や観光団体におきましては、その美しい景観や眺望景観などの募集を行いまして、ホームページなどで紹介するといった取組が既に行われているところもでございます。また、議員申されました奈良県の残したくない景観、このような取組も県民の景観づくりへの意識の醸成などに一定の効果があるというふうに考えております。今後奈良県の取組の成果や課題なども参考にしながら、本県としての良好な景観づくりに向けた取組を検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

〔4番 水谷正美議員登壇〕

○4番（水谷正美） 御答弁ありがとうございました。

三重ブランドの件はやはり JAPANブランド、三重ブランド、それから、地域ブランド、この二重行政、三重行政という話なんです、国の JAPA

Nブランドの中小企業庁がやっているのと特許庁がやっている地域ブランド、このところはちょっと改善を申し出たほうがいいかなというふうな思いを持っているところでございます。そして、三重ブランドの件につきましては、県民にぜひPRをしていただきたい。継続してお願いしたいというふうに思っています。

それから、観光大使の件ですが、先ほど局長がお話になられました親善大使や広報大使や、東京都はオリンピックの招致のときにオリンピックの誘致大使というポストも急遽つくられまして、これは要綱でできるお話でございますので、ぜひ若手の登用も含めて人員の増強をやって野呂知事の周りを固めて、そして、東国原さんとか、橋下さんとか、ああいうアピール力に負けないように頑張っていただきたいというふうに思っているんです。もちろん我々も頑張ってまいりたいというふうに思っております。

それから、景観の問題です。この件は観光戦略自身が国土交通省の担当ですから、もう少し県土整備部から前向きな御答弁がいただけるかなというふうに思っておりましたが、やるかやらないかというところをお伺いしたいのですが、この景観のベストとワーストを県民から募集して写メールで送っていただいて、そして、悪いというところはもう徹底的に直していくと。もちろんこれは県ができるものでもないというお話がございました。つまり、景観についての団体は市町に任せているところもあるんだという話です。そこは県の観光戦略計画、観光計画がございますね。そこの中の一文にありますけれども、助言ができるというふうに書かれていますから、ぜひ導入すべきだと思っております。

奈良県でどうして導入することになったかという、御承知の平城遷都1300年の話ですけれども、荒井知事がかなりリーダーシップをとったみたいなんです、野呂知事、この件の導入についてどうですか。いいアイデアだと僕は思うんですけど。

○知事（野呂昭彦） 私は松阪市長のときに、松阪でこれはいいところだというのと同時に、これは不快感を覚えるような景観だねというところ、これを

抽出しながら、いいところを増やしていくということも大事だけれども、悪いところを減らす、このことも景観をよくすることだと、こういうことで取り組んだことがございました。実は景観については、まさにそこに住んでおる人たち、それから、またそこへ訪れる人たちにとってどういう印象を持つかということが大変大事でありますから、そういう意味では私はそこに住んでおる人たちというものが一番の主体になるべきで、行政としては第一義的には基礎自治体ではないのかなと、こう思います。

例えば、四日市市でこれは残したくない景観だというようなことを県がもしも出すとしたら、これは市民の中には少々違った思いで見られるかもしれません。したがって、第一義的には基礎自治体が考えていくべきものではないのかなと思います。ですから、市町との連携の中で何か協議会的にそういう審査の機関をつくって、それに県が関与していくとか、少し手法に気をつけないと、それこそ基礎自治体の権限を侵してしまうようなことになるのではないかと。そういう点では注意を払いながら、御提案については検討していく価値があるのかなと、こういうふうに思います。

〔4番 水谷正美議員登壇〕

○4番（水谷正美） ありがとうございます。ぜひ検討をお願いしたいと思います。

次にまいりますが、東アジア共同体構想に基づく観光戦略についてであります。

平成21年11月に、アジア政策講演の中で鳩山総理は共同体構想を述べられました。この構想の考え方とは、開かれた地域協力の原則に基づきながら、関係国が様々な分野で協力を進めることにより、この地域に機能的な共同体の網を幾重にも張りめぐらせようというものであります。この東アジア共同体構想に基づいて、東アジアから観光客を誘致するためにも、三重県がどのように戦略を進めていくべきか、具体的に観光戦略を提案したいと思います。

観光庁が試算した数値によりますと、外国人旅行者による1人1回当たりの総消費額は約18万円であります。これは自動車1台を販売したときの利益

とほぼ同額か、それを上回る額であります。一概に比較することはできませんが、自動車1台を輸出するのと外国人旅行者1人にお越しいただくのと程度と感覚的に理解することができると思います。2008年の日本への入国者に占める東アジアからの入国者数は73.1%であり、特に韓国や中国、台湾からの入国者の割合が高くなっております。

そこでお伺いしますが、日本の輸出産業が中国をはじめとする東アジアへの輸出戦略をとるように、東アジアからの観光客を誘致する戦略が必要となります。そのため、誘客プロデューサーを採用したり、三重物産展などを東アジアに進出している日系百貨店と連携し、アンテナショップにかかわるようなイベントを数値目標を掲げて行うなど、三重県のさらなるアピールが必要であると考えますが、御見解をお伺いします。

次に、知事に出席を求めたい会合がございます。今年奈良県で行われる東アジア地方政府会合であります。この会議は歴史的、地域的に関係の深い日本、中国、韓国の地方政府が中心となる会合でございます。継続的に開催し、この会議を基軸に東アジア地域の平和と発展の土台を築き、信頼関係を一層強固にすることを目的としております。

資料を皆さんにお配りしておりますけれども、(パネルを示す)2010年の真ん中です。10月に第1回の東アジア地方政府会合がございます。平城遷都1300年イベントとあわせて、この会議を主催することになった奈良県は三重県の隣の県でもございます。この会合には、資料の左下でございますが、岐阜県、静岡県、それから、友好都市、中国の河南省も出席をいただくということとなっております。

そこでお伺いしたいのですが、三重県はまだ態度を留保しているとのことであります。野呂知事は東アジア地方政府会合に出席し、三重県をアピールし、多くの地方政府と信頼関係を一層強固にすべきではないでしょうか。この会合では国境を超えた交流を図ることができます。あるいは、御遷宮の時期に三重県が主催することができるかもしれません。三重県の観光戦略を促進するための絶好の機会であると考えますが、この提言への御見

解をお伺いしたいと思います。

〔野呂昭彦知事登壇〕

○知事（野呂昭彦） まず、東アジア戦略との絡みで、東アジア地域の外国人観光客の誘致ということについてであります。三重県におきましても外国人観光客の誘致につきましては、これまでも東アジア地域を主なターゲットとして取組を進めてきておるところでございます。

平成20年の外国人の県内における宿泊者数でございますけれども、9万900人という数字が出ております。そのうち、台湾、中国、韓国を合わせますと4万8500人ございまして、先ほどは全国では73.1%とたしかおっしゃいましたね。三重県では53.4%を占めておると、こういうことでございます。平成21年には世界景気の後退であるとか、新型インフルエンザ、これが影響しまして、一時的に外国人観光客が減少傾向を示したのでありますけれども、年間30件を超える海外からの取材等の申し入れ等がありまして、それを受け入れる形で平成21年も積極的にこの誘客活動につなげてきたところでございます。

平成22年度につきましては、台湾、韓国、中国へのミッション派遣でありますとか、それから、海上アクセスを活用しました旅行商品の造成などに加えまして、さらに取組を強化いたしますために、海外誘客の専門的な知識と経験を有しております外客プロデューサーを設置することにしておるところでございます。国のほうでは、観光は成長分野の一つとして訪日外国人3000万人プログラムを立てまして、積極的な海外プロモーションを展開しようとしておるところでございます。三重県におきましても、海外に向けての誘客活動をしっかり取り組んでまいりたい、このように思っております。

数値目標を置いて取り組むかどうかということでもありますけれども、実はこの2月、3月ですね。ドイツのベルリン、パリ、それからモスクワにおきまして観光の一大イベントが行われ、実は三重県からもそこへ向けて出ておるといような状況があります。それはなぜかといいますと、実は三重県の場合には、例えば、ヨーロッパのほうではフランスが一番多いんですが、フ

ランス、ドイツ、そして、イギリス、3国を合わせますとほぼ韓国から来ているお客さんに匹敵するほどのものがあるということ。

それから、ロシアについては、ロシアからもかなり興味を高めてきているということでございまして、ただ単に比率でどうのこうのというのではなくて、そういったグローバルにどうしていくのかということを見越しながら、今後の観光戦略については検討していく必要があるのかなと、そう思い、今日の御質問についてはそうやって受けとめさせていただきたいと思います。

それから、東アジア地方政府会合のことでございますけれども、奈良県におきまして、今様々なイベントで構成をいたします平城遷都1300年祭、東アジアに関する調査研究を行います弥勒プロジェクト、それから、東アジア地方政府会合の開催を柱といたします、そういういろんなイベントで構成をいたします平城遷都1300年記念事業を展開しておりますところでございます。御指摘のあった東アジア地方政府会合でございますけれども、これは東アジアにおけます地域間の相互理解と協力、連携の促進等を目的に今準備が重ねられてきておりまして、本年10月に設立をされるという予定でございます。

実は既に昨年の10月25日から28日にかけて、東アジア地方政府会合提唱者会合というのが開催をされたところでございます。そのときには私自身が出席できなかったのが、江畑副知事に三重県として出席をしてもらったところでございます。その上で、実は奈良県のほうから本年の2月に正式に三重県に対する参加要請をいただきまして、私も先週の初めごろでしたか、その正式参加の要請があるということを事務局から説明を受けたところでございます。

今回要請のありました東アジア地方政府会合でございますけれども、これは三重県以外にも国内の自治体、中国、韓国、ベトナム、インドネシア等、30を超える地方政府に対して参加要請をしておるということでございまして、それから、古くから交流があり、多くの文化的基盤を共有しています東アジアの地域、これがともに発展をしていくためには、歴史と文化にはぐくまれました多様性を尊重しつつ、相互理解と協力連携を深める、こういう必要が

ございます。

そういう意味では、地方政府が一堂に会してやるということについては大変評価でき、相互の理解につながるものだとして、こう思っておりますので、三重県としてもグローバルな視点で地域課題を考える貴重な機会ととらえまして、この会合の趣旨に賛同し、参加していきたいと私自身決意をしたところでございます。まだ、奈良県のほうにそれが伝わっておるのかどうなのかまではちょっと確認をしておりますが、まだ伝わっていないのであれば早く伝わるようにいたしてまいります。

〔4番 水谷正美議員登壇〕

○4番（水谷正美） 御答弁ありがとうございました。

この東アジアの地方政府会合については、ぜひ知事御本人が御出席をいただきたいというふうに思います。会派で視察に参りました台湾政府、上海人民政府とも三重県のことについて非常に興味を持っておられます。ぜひ出席をして三重県をアピールしていただきたいというふうに思っております。

最後の質問でございますけれども、地方政府を定義づけることになる地域主権改革の舞台装置につきましては、知事から御答弁をいただくことになるんだと思いますが、残り時間が2分となってまいりました。簡単に御質問をさせていただいて、その後の私からの再質問はないという形にさせていただきます。知事の見解を1点のみお伺いしたいと思います。

地域主権改革を進める地方と国の協議の場、これは法案となるようでございます。地域主権戦略会議という二つの舞台装置ができ上がりました。野呂知事の評価など、地域主権改革の舞台装置のあり方を含めて、地方側の意見が本当に集約可能かどうかというのを政府側は気にしているようでございます。野呂知事の御見解をお伺いいたしまして、私の質問を終えたいと思います。

○議長（三谷哲史） 答弁は簡潔に願います。

〔野呂昭彦知事登壇〕

○知事（野呂昭彦） まず、政府が地域主権戦略会議を設置いたしました。こ

の中で、今後地域主権の真の地方分権が進んでいくような、そういうしっかりした議論が行われるということを強く期待いたしております。

それから、協議の場の法制化につきましても、かなりこれまでの協議の中では非常に難航いたしました、ようやく法案としてまとめられつつあります。大体合意した中身につきましては、私も高く評価をしておるところでございます、そういう意味では、国と地方が対等の立場でこの中で協議をする。そういう中で真の地域主権の社会確立に大いに資していくのではないかと、期待を多く持ちながら今後も見ていきたいと、こう考えております。

〔4番 水谷正美議員登壇〕

○4番（水谷正美） どうもありがとうございました。終結いたします。（拍手）

○議長（三谷哲央） 暫時休憩いたします。

午前11時59分休憩

午後1時1分開議

開

議

○副議長（野田勇喜雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質

問

○副議長（野田勇喜雄） 県政に対する質問を継続いたします。19番 末松則子議員。

〔19番 末松則子議員登壇・拍手〕

○19番（末松則子） 鈴鹿市選出、自民みらいの末松則子でございます。

去る1月12日に発生いたしましたハイチ大地震及び2月27日にチリで発生いたしました巨大地震において、不幸にも亡くなられた方々に心からお悔やみを申し上げますとともに、被災された多くの皆さんにお見舞いを申し上げます。

また、チリの巨大地震に際しましては、三重県内におきましても津波に対する警戒のため避難勧告や避難指示などが出されました。実際に避難をされた県民の皆さん方は大変心配をされたと思いますし、対策に当たった地域の消防団や行政関係者などの皆さんに改めて敬意を表させていただきます。

それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

まず、三重県の子ども応援ビジョン、子ども手当についてお聞かせをいただきたいと思います。

皆さん御承知のとおり、マニフェストを掲げた衆議院選挙が実施され、昨年9月に政権が交代いたしました。そのマニフェストには、多大な財源を必要とするものがあり、実現、実行という観点からは少々疑問も感じていますが、中でも子育て世代に対して最も目玉であると思われるのは、子ども手当であろうと思います。その子ども手当にかかわる予算が、平成22年度の予算案に盛り込まれ、審議が現在されています。

来年度につきましては、中学校卒業まで1人当たり月1万3000円、23年度以降は2万6000円の支給を予定されています。与党である民主党は、子ども1人に対して2万6000円全額国からお支払いをしますと国民と約束をしました。しかし、実際に予算を編成し始めると、5.3兆円という莫大な財源が必要となることから、今年度は半額の1万3000円で、制度としては児童手当との併給となり、地方事業主負担も求められることになりました。

このため、一部の自治体は給付事務のボイコットを表明し、地方6団体からは子ども手当の地方負担に反対する緊急声明が出されるなどもしました。さらに、電算システムの改修なども行わなければならないと、市町村の現場においてはスケジュールも大変厳しく、実際に支給されるのか不安視される声が多く聞こえてきています。

このような様々な問題を抱えている子ども手当ではありますが、その実施に向けて細かな課題解決は少しわきに置いておき、ここでは政府や自治体の税金の使われ方としての考え方や県民の子育て環境に大きな影響を与える子ども手当の理念、さらに県政との関係について野呂知事にお尋ねしたいと思います。

います。特に三重県の行政の長として、地方分権や地域主権といったこととの関係からお答えをいただきたいと思います。

〔野呂昭彦知事登壇〕

○知事（野呂昭彦） 我が国におけます出産とか育児など、いわゆる家族関係支出でございますけれども、OECD諸国、ヨーロッパ諸国等に比べまして非常に低い状況でございました。4分の1とか5分の1と言われてきたところでございました。次代を担う子どもたちの育ちを支援するということにつきましては、そういう状況を考えますと思切った財政投入によります総合的な子育て支援というものが必要であると、こう考えておるところでありまして、これまでも国家予算要望等で国に対しまして訴えてきたところでございます。こういった観点から、今回子ども手当が創設をされましたこと、これは家族関係支出も伸びるということにもなりますし、望ましいことであると、こういうふうに考えておるところでございます。

しかし、この子ども手当の財源につきましては、昨年12月に全国知事会など、いわゆる地方6団体におきまして、子ども手当の地方負担に反対をする緊急声明を表明させていただいたところでございます。私は子ども手当のような全国一律の現金給付、こういったものにつきましては、国が全額負担をすべきであると、こういうふうに考えております。しかし、平成22年度につきましては、国の厳しい財政事情ということから、地方に一定の負担を求めるといった形になったことについては、1年間の暫定措置としてはやむを得ないことかなと受けとめたところでございました。

実は昨晚、全国知事会の麻生会長から電話で連絡がございまして、この子ども手当等に関することにつきまして、知事会の中でプロジェクトチームを設置したいということで、私に中心になってやってほしいという要請がございました。それで、このことにつきまして、例えば課題として、昨日会長とも相談したんですが、この地方負担の問題、これをどうするかということで、財務省はかなり、来年につきましても厳しい意向で来るだろうと、こういうふうに考えられるところでございます。

それについて、どのように対応していくのかということや、それから、子ども手当につきましては、先ほども申し上げましたように、子どもの生存権にかかわる現金給付として、子ども手当を国が責任を持ってやっていくことは大事であります。しかし、子どもにかかわるいろんな施策につきましては、地方自治体、特に基礎自治体である市町村がいろんな形での給付サービスをやっておるところでございます。これらについても、今後より充実をさせていく必要がございますし、そういう意味でこの現金給付と現物給付、これが総合的にバランスよく支給をされていくということが大事でございますから、そういった課題もございます。

それから、子育て等についての支援策、いろんな制度もあるわけですが、それぞれの制度につきまして、例えば国の負担、あるいは県や市町の負担、あるいは物によっては事業主負担とか、いろんな形がありまして、相当ばらばらしておるところでありますから、こういった今ある制度についても全体的にどう整理をしていくのか、こういったところも大事なところであります。その他いろんな課題、こういったことについて総合的に検討を加えていくということですねということで会長と話をしまして、そういった課題を抽出し整理をしながら、早ければ4月ごろまでにメンバーを会長と相談して決めさせていただいて議論をしていきたい、こう思っておるところであります。

当面は、23年度の国の予算編成へ向けてどういうふうに意見を言うていくかということでございますけれども、現金給付だけでなく、実は現物給付も充実をするということになりますと、地方にとりましては財源をどう確保していくのか、このことが大事でございます。そういう意味では、国の施策と密接に関連をしましてまいりますので、一定のプロジェクトチームでそういった議論をし、役割を果たし、地方6団体とも連携をとりながら、国のほうに働きかけていくというような形をとってまいりたいと、こう思っております。

なお、この国のあり方の研究会のほうも、こういった子ども施策も含めた議論、イメージを持とうとしておるところでございます。こちらの中では

もう一つ制度設計以前の粗い形のイメージを、最後の詰めを今やろうとしておりますので、春ごろまでにまとめて出してまいりたいと、このように考えておるところでございます。

〔19番 末松則子議員登壇〕

○19番（末松則子） ありがとうございます。

昨日というタイミングでそういうようなお話をいただいたということで、これからプロジェクトチームをつくっていただくということでございますけれども、4月ごろまでに、私もどこかの知事であればそのメンバーに入れていただきたいと思うぐらいのことでございますけれども、ぜひともしっかりと議論をしていただきたいというふうに思います。

要するに、総合的に子ども手当、私としましては児童手当の拡充と思いますし、現金を直接家計に給付するものと、自治体などの官が施策や事業、つまり仕組みや制度として住民にサービスを提供する、先ほど知事もおっしゃられましたけれども、現物給付とのバランスが非常に大切だということも考えられております。

直接現金が給付される、これは私自身も2人の子どもを持つ子育て中の母親でございますので、はっきり言って大変うれしい話ではありますけれども、しかし、その原資が納税者からの貴重な税金であるということを考えますと一抹の不安も覚えますし、また、この現金給付が子育て支援の万能薬に思われているというところに大変不安を感じております。

先ほどの繰り返しになりますが、知事もおっしゃっていただきましたけれども、現金給付だけではなく、現物給付とのバランスを真剣にそのプロジェクトチームの中で御議論をいただき、またこういった地方議会でも議論をしていかなければならないというふうに考えております。そういう認識を持ちながら、公が担うべきものは何なのか、つまり、三重県の子育て施策、あるいは子育て環境の整備について次に議論を進めていきたいと思っておりますので、こども局長、よろしく願いをいたします。

民間の調査会社などがアンケートをとったり、テレビでも特集が組まれた

りしておりますが、今、子育て支援に一番必要だと思うことは何ですかという問いに対しては、保育所の待機児童の解消というふうに答えが返ってきております。これは大都市などを中心とした回答とも言えます。続いては、子どもの急病時などの医療体制の整備となっているようでございます。

これらの問題を解決するにはどうしたらいいのでしょうか。子ども手当を給付して解決できることではありません。これらの問題のほとんどは子ども手当では解決できないところであります。先ほど知事が現物給付と現金給付のバランスについて触れていただきました。では、三重県の子育て環境をよりよくするためにはどのような考えを持っておられますでしょうか。

政府は子ども・子育てビジョンを1月29日に閣議決定いたしました。社会全体で子育てを支えるという基本的な考え方のもと、平成26年までの目標値を入れて環境整備について示してあります。妊婦健診の公費負担、放課後子どもプランの推進、放課後児童クラブの充実、地域子育て支援拠点の設置促進などです。私自身はこのほかにもっと重点施策として、子どもの医療費無料化、12歳までであったりとか、幼児教育の無償化、あるいは小学校副教材費、遠足、修学旅行費無償化、大学奨学金の拡充などが必要だと考えております。

また、三世代住宅への補助や男性の産休取得義務づけ、自治体の創意工夫が生かせる子育て交付金の創設など、少子化社会を脱却するアイデアや政策はたくさんあると思っています。これら国レベルの施策はそれはそれで重要であります。私は三重県としてどのような子育て環境の考えを持てばいいのか考えていきたいと思っております。

教育や子育ては、市町村の役割が一番大きいですから、そこでの連携は最も重要です。県としてどういった分野に重点を置くかという議論もしなければならないと思います。そこで、私が考えるのは、福祉、あるいは医療といった分野と教育との連携をさらに充実させることを、今後、三重県は県の責務としてしっかり取り組まなければならないと考えています。

例えば、病児・病後児保育、特別支援教育、児童虐待など、安心こども基

金の使途もそういったことと関係を持たせて執行することが、三重県としての独自性を出すことになると思います。さらに、市町との連携と言えば、現在市町が独自で配置している、いわゆる介助員や不登校などへのさらなる支援も考えられます。以上のことは、ソフト事業の拡充という観点から、教育、子育て分野における福祉的なセーフティネットをどのように構築するかを考えることだと思っています。県の考え方をお示してください。

次に、子どもたちの主体的な育ちをどのように支援していくのかをお聞かせください。県では、みえのこども応援プロジェクトに21年4月から取り組んでいます。こども会議を県内各地で開催したり、子育て支援、子育て応援わくわくフェスタを企業や団体の方たちと開催しています。また、22年度は三重県こども条例（仮称）の制定に向け取組も進めています。子どもたち自身が地域や社会の中で、あるいは学校の中でどう生きていくのかを身につけ、考えていくことを支える仕組みがみえのこども応援プロジェクトだと思います。今年度のみえのこども応援プロジェクトの展開、また、三重県こども条例の進捗状況をお聞かせください。

〔太田栄子健康福祉部こども局長登壇〕

○健康福祉部こども局長（太田栄子） 福祉、医療、教育などとの連携による県の責務ということについてでございますが、子育て環境の整備におきまして、福祉とか医療とか教育などとの様々な分野が連携することで、きめ細かなサービスを提供するということは非常に重要なことだというふうに思っております。

例えば、病児・病後児保育につきましては、より多くの地域でサービスが受けられるよう医療機関と連携をしたり、市町間の広域連携を県として行うことなどが責務であろうかというふうに思います。また、発達障がい児の支援などにつきましては、現在小児心療センターあすなろ学園におきましてその専門機能を生かしまして、保健、福祉、教育が連携した市町における相談体制構築の支援をしております。また、あすなろ学園のほうに市町の教員、保健師などを1年間受け入れることで、地域の人材育成にも取り組んだりし

ておるところでございます。

県といたしましては、関係機関との連携によるこのようなきめ細かな取組を、現在策定中の第2期次世代育成支援行動計画の重点事業にも位置づけて今後取り組んでいきたいというふうに考えておるところでございます。今後とも市町と連携し、地域のニーズや特性に応じた子育て環境の整備に総合的な視野で取り組んでまいりたいと思います。

次に、みえのこども応援プロジェクトなどについての取組でございます。

子どもたちを取り巻く環境が大きく変化し、年齢が異なる集団での遊びであるとか、子どもと大人が触れ合う機会などが極めて少なくなっております。そういった中で、子どもたちの持つ力をはぐくむために、様々な人との多様ななかかわり合いの機会の創出というものがようになってきているというふうに考えております。そうした観点から、子どもの持つ力をはぐくむ地域づくりをみえのこども応援プロジェクトとして提唱し、機運の醸成を図るとともに、企業を含めた多くの県民の皆様の参加をお願いしているところでございます。

例えば、こども会議というのはこのプロジェクトの一環で取り組んでいるものでございますけれども、子どもたちが主体的に行う活動でございます。本年は県内20カ所で実施し、400名ほどの子どもたちが参加をしてくれました。また、その活動を支える人材として、企業や地域の皆様を子育てサポーターとして養成しており、今年度は100名ほどを認定する予定にしております。また、今月27日には、こうしたこども会議の発表の場としてこどもサミットを開催したいというふうに考えております。こうしたことによりまして、企業の方々を含めた社会全体で子どもをはぐくむことについて、より一層の御理解をいただき、子どもの育ちを支えることの地域づくりを目指していきたいというふうに考えております。

また、こども条例でございますけれども、本年度は県内の小・中・高校生を対象に意識や生活実態の調査を行うとともに、県内6カ所で子どもたちの意見を聞く取組を展開しておるところでございます。平成22年度はこうした

取組の内容も踏まえ、多くの子どもや県民の皆様の声を反映し、平成22年度中の条例制定に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔19番 末松則子議員登壇〕

○19番（末松則子） 御答弁ありがとうございました。

先週2月27日にNHKの「子どもサポートネット」という番組を見ておりました。福島少子化担当大臣が出演されており、いろいろと質問に答えられたり、施策の説明をされておりましたが、「待機児童の解消のために保育園などの施設整備を進めたり、最低基準を緩和することは必要かもしれないが、子育て支援の質をもっとしっかり確保することも大切である。」との意見に対して、「子ども手当が先に子育て支援策として打ち出されたので、それだけでは不十分なので、子育て支援の質を上げるために子ども・子育てビジョンを後づけで策定しました。」とテレビの中で発言されておりました。非常に残念に感じました。

今、この時代に生きている子どもたちが20年後、30年後に日本を背負って生きていく子どもたちであり、今よりもっと厳しい時代を諸外国と競争や共生をしていかなければなりません。今回の質問はその子どもたちを応援するためには、公としての仕組みや制度の構築が重要であること、三重県としては、子育てや教育の分野における福祉的なセーフティネットをさらに充実してほしいということ、それには市町や事業者、私立の保育所や幼稚園や社会福祉法人などとの連携をもっと密にしていかなければならないということだと思います。

加えて、地域で、社会で、安心して子育てをしていくためには、みえの子ども応援プロジェクトにかかわって、先ほど子ども局長のほうからしっかりと答弁をしていただきました、広域で連携をしながら子どもたちを地域で支えていく。そのためにはしっかりと三重県も知恵を絞っていかなければならない。こども条例に関しましても同じでございます。現場の子どもたちの声をしっかり聞いていただいて、本当に子どもたちが今何を必要としているか

ということを、三重県の中でしっかりと議論をしていただきながら現場に生かしていただけたらなというふうに思います。

お金をばらまくだけが子ども手当、子どもの環境の整備というわけではなくというふうに思っておりますし、まさにこの議場におられる方たちもそういうふうに思っておられると思います。これからも三重県でできることをしっかりと知恵を絞っていただきたいと思っておりますし、また、様々な場面で議論をさせていただけたらと思います。

次の質問に行きたいと思っております。

特別支援教育について質問をさせていただきます。

特別支援教育については、平成19年4月から始まり3年を経過いたしました。制度として運用が始まってまだ間もないこともありますので、いろいろと課題はあるにしても、それまでの教育的な蓄積もあり、小・中学校ではある程度体制が整いつつあると感じています。しかしながら、高等学校などの義務教育終了後の取組は全国的にも遅れていると言われており、三重県も例外ではないと感じています。

先月、会派の視察で岡山県立岡山瀬戸高等支援学校というところに行ってきました。軽度の知的障がいを持つ子どもたちのために、昨年4月に開校した職業教育に特化した高等学校です。教育方針に「就労による社会自立に必要な実践的な知識、技能及び態度を身につけ、社会に貢献し、自らの未来を切り開く力と豊かな人間性の育成を目指す。」とあり、職業教育に重点を置いた教育課程を編成しています。

特に卒業後の目標を設定し、一人ひとりに応じた指導計画である個別意向支援計画等を活用して、職業につながる実践的な力を育てる学校を目指しています。生徒に働くことの喜びや働く意欲や体力を身につけさせ、卒業後に自立した生活が可能になるように、先生たちは一生懸命指導をしておられました。

少し教育課程の内容をお話いたします。(パネルを示す) 国語、数学、英語などの基本教科、ここまでが基本教科でありますけれども、基本教科のほ

かに共通で職業基礎の科目、内容はここに書いてありますけれども、清掃、接客、マナー、職業とし、どのような職業でも必要なところを身につけます。次に、選択科目でものづくり、流通サービス、食品、福祉とコースに分かれて専門的に技能を身につけております。

例えば、スーパーやコンビニの陳列棚に商品をきちんと並べる、砂糖1キロの袋を落とさないように持つ練習、介護用ベッドでのシーツの交換作業、お風呂で使う腰かけなどをつくる木工作業、両面のコピーのとり方やコンピューターの使い方、ハウスメーカーへの研修や壊れた自転車を直して乗れるようにするなどなど、極めて具体的な目標を立てて実践をされていました。1年生のうちですべてのコースを学ぶことになり、1学年40人で1クラス8人の5クラスで編制がされており、しっかりと一人ひとりに合った指導ができていたように思いました。

ここで感じたことは、まず一人ひとりの目標に応じたきめ細やかな教育が行われているということ、このきめ細やか、気持ちも内容も細やかですので、あえてきめ細やかと言わせていただきますけれども、教育が行われていること、学校として明確な指針を設定し、卒業後の自立を目指した現場により近いカリキュラムが準備されていること、進路担当の先生たちを中心にクラスの担任の先生たちも積極的に企業へ訪問して情報交換を行っていること、一言で言うならば、相当な力を入れて特別支援学校における職業教育を進めていると感じました。

そこで、三重県の特別支援学校高等部において、就業につながる職業教育がどのように行われているのか。さらに、教育委員会としてどのような課題を把握し、今後解決しようとしているのかをお聞かせください。

〔向井正治教育長登壇〕

○教育長（向井正治） 末松議員の特別支援学校についての御質問にお答えいたします。

特別支援教育におきましては、障がいのある子どもたち一人ひとりがその能力や適性に応じまして就労などの進路を実現しまして社会参加していく、

そういうふうな指導をしていくことが極めて重要というふうに考えておりません。

このため、教育委員会といたしましては、インターンシップなどのキャリア教育に力を入れているところでございます。具体的には、例えば新しくした取組でございますが、特別支援学校の4校が県庁内の食堂、コンビニエンスストアで職場実習を行うなどの新しい取組もしております。これは生活・文化部とか総務部の御協力も得て取り組んでいるものでございます。そういうことで、具体的に就労に結びつくような取組を進めているところでございます。

こういった取組を通しまして、あいさつでありますとか礼儀など、基本的な態度や習慣を身につけること、また、先ほど議員からも紹介がございましたように、具体的な接客でありますとか商品の仕分け、陳列など、実社会ですぐ役立つような技術を習得するということを目指しております。また、そのほかに、企業での職場実習の際には、学校から実習を支援する職員27名を派遣しているところでございます。やはり障がいをお持ちの子どもさんたちというのは非常に個性の幅が広がっております。そうしたことから、一人ひとりの能力とか適性に応じまして、コミュニケーションに工夫しながら、勤労観でありますとか、職業観の育成とスキルの向上を図っているところでございます。

御提案がございました、就職に結びつけられるようなカリキュラムということについてでございます。県内の特別支援学校におきましては、具体的な取組に着手しているところでございます。例えば例を挙げますと、杉の子特別支援学校におきましては、平成20年度からものづくり、流通サービスというコースに分けて、具体的には、ビルのメンテナンスなどの内容を持ちます科目を設けて取り組んでいるところでございます。今後、議員の御紹介にもございました他県等の先進事例も参考にしながら、これらの実績をもとに特色あるカリキュラムづくりを進めてまいりたいと考えております。

教育委員会といたしましては、今後も障がいのある子どもたちが社会人と

して基本的な知識、態度と実践的な力を身につけるよう、就職に結びつけられるようなカリキュラムの整備も含めましてキャリア教育の充実に努めてまいります。あわせて、労働関係機関とか生活・文化部等とも連携しながら、企業の理解促進、新たな職域開発に取り組みまして、子どもたちの社会での自立、持続実現を支援してまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔19番 末松則子議員登壇〕

○19番（末松則子） 教育長、ありがとうございます。

大変前向きな御答弁をいただいたというふうに思っております。私も杉の子養護学校は近いところでございますので、時々お邪魔をさせていただきますけれども、非常に子どもさんたちが元気に、しっかりと頑張っ自分たちの力で自分たちの身につけていって就職をしようというような心意気を感じられるような授業を最近展開していただいております。生活・文化部と協力をしているというふうにおっしゃっていただきましたので、これからはますますそのようにお願いしたいというふうに思います。

教育長も言っていただきましたけれども、一人ひとりの能力に応じたきめ細やかな教育が指導できるカリキュラム、キャリア教育について、これから早急につくっていただけるようなお話でもございますし、保護者などとの情報交換をはじめ、企業や小規模作業所など福祉施設と学校がより緊密な連携を図る必要があります。さらに、高等部に入学するまでの生徒の適性なども考えていただきながら頑張っ取り組んでいただきたいなというふうに思います。

前段に私、小・中学校ではある程度体制が整いつつあると感じていますと申し述べましたけれども、これはあくまでもある程度ということでございます。現実には、特にこの新年度、入学時期におきましては、小・中学校のお子さんでも今までどおりの教育指導体制を確保してもらえるかどうかというようにさまざまに思い悩んでいる保護者の方がたくさんおられます。県教委におかれましては、さらなる現場との意見交換並びに配慮をよろしく願ひ

申し上げて、次の質問をさせていただきたいというふうに思います。

次に、地域活性化のための農商工連携について御質問をさせていただきます。

この質問は、今まで三重県が積極的に取り組んでいる事業をさらに発展させるためにも思っております。端的に申し上げれば、平成19年、20年度に地域コミュニティファンドと21年度に農商工連携ファンドを創設して、地域資源を生かした地域の活性化に取り組んできた成果を踏まえて、さらに消費拡大のために販路開拓をしたり、雇用を生産させるための事業拡大を行ったりして、持続可能なコミュニティビジネスを支援することが重要であります。三重県もそのような方向で平成22年度の予算を編成されております。

この表をごらんください。(パネルを示す) この部分の予算を、22年度にはいろいろな名前でご予算編成をさせていただいておりました。今までこのスタートアップというところまでは非常にしっかりと三重県も取り組んでいただいたんですが、今度はこの後のところの予算編成について少しお話をさせていただきたいと思います。

私としましては、三重県はものづくりを中心とする工業生産の盛んな県ですが、一方で農林水産業に適した自然豊かな県でもあります。これらの地域の資産を生かしながら、持続可能な地域づくりに欠かせない地域経済の活性化が促進されることが重要であると考えています。そこで、以上のような取組に対する三重県としての今後の事業展開及びその目的やねらいについて、申しわけございません。簡潔に御答弁をいただきますようよろしくお願いたします。

〔林 敏一農水商工部理事登壇〕

○農水商工部理事(林 敏一) 農商工連携についてお尋ねでございますので、お答えを申し上げます。

議員も先ほどお話をいただきましたとおり、昨年11月にみえ農商工連携推進ファンドを組成いたしております。今後10年間、農林漁業者と中小企業者が連携をしました取組を支援するという事で進めてまいりたいと考えてお

ります。

農商工連携によるビジネスというのが創出され、あるいは成長していくというためには、事業主体となります農商工連携体の形成、あるいは地域資源を用いた商品そのものの開発、市場や販路の開拓、事業の拡大など、ビジネスの成長段階に応じた的確な支援を進めることが必要であると考えております。

そうしたことから、ファンド事業が本格化をいたします平成22年度、来年度におきましては、まず農商工連携体の形成を促進させるということで、三重農商工連携推進事業により、三重県産業支援センターにおけますコーディネーターの活動、あるいは交流会、啓発フォーラム等の開催を進めていくということにしております。

次に、ファンド等に開発されました商品の販路開拓を進めていくということで、地域資源関連商品販路開拓事業と銘打ちまして、県外での近隣都市圏における展示即売会を開催しますとともに、県内におきましては、三重農商工連携フェアということで、県民の方々を対象にしました農商工連携の取組を御紹介するものであるとか、新しくつくられた商品をPRするイベントを中南勢地域で実施してまいりたいと考えております。

さらに、県内の農林水産物等を活用しましたビジネス展開を一層促進するため、地域資源活用“お見事”企業プロモーション事業と名づけまして、地域の知恵や特色を生かしました商品づくり、あるいは農林漁業者と密接に連携するなど、すぐれた事業活動を展開している方を選定いたしまして、仮称でございますが、例えば農商工連携グランプリといった形で表彰をしたり、そういったものを成功事例として広く紹介してまいりたいと、このように考えております。

ただいま申し上げました取組とともに、あと、緊急経済対策としまして地域資源活用型産業活性化支援事業ということで、新分野への進出、新市場への開拓に向けた設備投資を行われる方を対象として支援も実施してまいりたいと、このように考えております。ただいま申し上げました一連の支援事

業につきましては、県庁内関係部局、あるいは「美し国おこし・三重」の実行委員会とも協調しつつ、関係の市町、関係の団体と協働いたしまして、農工商連携事業の取組を促進し、地域経済の活性化につなげてまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

〔19番 末松則子議員登壇〕

○19番（末松則子） ありがとうございます。

今後10年間、市場販路の開拓など、企業の成長に応じて取り組んでいただく。先ほど説明させてもらいましたとおり、この部分ですね。（パネルを示す）この部分をしっかりと、せっかくこの部分まで助けていただきまして成長した中小企業がたくさんありますので、この部分を今後10年間でしっかりと取り組んでいただきまして、地域に根差した地域資源を生かした農工商連携を中心とした企業を育てていただけるといようなことでございます。大変楽しみにいたしておりますので、よろしく願いをいたしたいと思います。

さらに、三重県は伊勢志摩、鳥羽など、大変すばらしい自然や熊野古道などの世界的な遺産、鈴鹿サーキットや長島温泉などの巨大レジャー施設、榊原温泉や湯の山温泉などの長い歴史を持つ温泉街など、観光地としても大変魅力があります。

先ほどの水谷議員の質問の中で、知事のトップセールスというようにお話も出ておりましたけれども、私は先日大阪市で開催されました三重県観光記者発表会並びに交流会に出席をさせていただきました。その際に、知事がいつものお顔より大変にこやかにトップセールスをしていただいておりますので、これからもそういうようなことをいろいろなところでしていただけるんだなというふうに私自身は感じて帰ってきたところでございます。

それぞれの観光地としての情報発信が積極的に行われておりまして、私が大変魅力的に感じましたのは、地元の食材を使って特色ある商品が多く出店をされておりまして。我が鈴鹿市からも特産のアナゴを生かしたアナゴバーガーや鈴鹿川の伏流水を生かした日本酒で地域がアピールをされていました。

どちらもほかの地域にまさるとも劣らない味わいでございましたし、訪れたマスコミの方々などのからの反応も大変よく、商品や具体的な食材、商品を通じた情報発信は、地域のすばらしいアピールになるなというふうに感じております。

先ほど御答弁にもありましたファンド等により開発された商品の販路開拓については、観光促進と密接にかかわり合うことが重要であります。ある民間会社によると、次回の旅行はどのような体験がしたいですかという問いに対しまして、その地域の特産品を食べること、地域の郷土料理を食べること、さらに地域の特産品をお土産に購入することなどが上位に上げられており、食の観光振興は大変今注目を浴びているところでございます。以上のような観点から、農商工連携と観光振興を連動させていくことは極めて重要なことでございますし、地域活性化のためにもなお一層の取組をよろしくお願ひしたいと思います。

一つ、せっかくでございますので、もう御存じかと思ひますけれども、今年度の「美し国 三重」のポスターでございます。(パネルを示す) 県内のあらゆるところに今張られております。今回新しく建てかえられました伊勢神宮の宇治橋、それから、もみじの赤目四十八滝、また、亀山市の関宿であり、熊野古道、こういったようなポスターでございます。観光局長も一生懸命アピールをしておりますので、私もここでアピールをさせていただきたいと思ひます。どうぞ「美し国 三重」、また頑張つてまいりたいと思ひますので、お願ひしたいと思います。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

地域資源を生かしました漁場環境の整備について質問をいたします。

先ほど食や地域食材の農商工連携についてお話をいたしました。農商工連携は食材などに限ったことではありません。私は、経済産業省が出しています農商工連携88選の中から、倉敷市にあります海洋建設株式会社さんというところへ、貝殻を有効利用した人工魚礁で水域環境の再生や保全への取組を研修させていただきに行つてまいりました。

こちらの魚礁はJ Fシェルナースとあって、年間50万トン発生するカキ、ホタテ、アコヤなどの貝殻を有効活用したもので、三重県では度会郡南伊勢町、大紀町、志摩市、大王町、阿児町、尾鷲市など、シェルナースを使って地元漁師さんたちの協力のもと実証実験が行われているところでございます。尾鷲では、藻場の造成に効果があらわれているようで、これから大いに期待される場所だとお話を聞いてまいりました。

そこで、水産資源をはぐくむ豊かな伊勢湾を守っていくためにも、このような取組ができないものかと考えました。浄化機能を有する藻場、干潟の造成は、漁場環境を守っていくのに有効な手法だと考えます。伊勢湾はクロノリ養殖や栽貝漁業、これは漁業関係者の中では栽貝漁業というようがございますけれども、栽貝漁業をはじめアナゴを対象とした小型底引き網、イカナゴを対象とした船びき網など、多様な特色ある漁業が展開をされる重要な漁場となっています。

そこでお尋ねをいたします。水産資源をはぐくむ豊かな伊勢湾を守っていくために、浄化機能を有する藻場、干潟の造成は有効な手法だと考えます。県の考え方をお聞かせください。

〔真伏秀樹農水商工部長登壇〕

○農水商工部長（真伏秀樹） それでは、藻場、干潟の造成等についてお答え申し上げたいと思います。

伊勢湾はクロノリ養殖や栽貝漁業をはじめアナゴを対象とした小型底引き網、イカナゴを対象とした船びき網など、先ほど議員のほうからも御紹介がありましたように、大変特色ある漁場が展開をされておるところでございます。一方で、伊勢湾のほうの漁場環境の改善というのも大変重要な課題というふうになっておるところでございます。

近年、伊勢湾の環境浄化を進める上で、クロノリ、アサリなどの二枚貝が有します水質浄化機能が大変注目をされてきておるところでございます。また、藻場、干潟は多種多様な水産物の採卵場や稚魚の育成場として大変重要な役割を果たしております。さらに、海水中の窒素や磷の吸収、有機物の分

解などの水質機能なども有しております、生態系や環境保全の観点からも大変重要な場所となっておりますのでございます。

このため、県のほうでは、県民しあわせプラン第二次戦略計画の閉鎖性海域の再生プログラムに基づきまして、津市御殿場沖や伊勢市二見沖におきましてアマモ場の造成をいたしますとともに、松阪市沖におきましては、干潟、浅場の造成に取り組んでいるところでございます。21年度からは環境生態系保全活動支援事業によりまして、漁業者を中心といたします藻場、干潟の保全活動にも支援をいたしておるところでございます。県といたしましても、引き続き市町や関係団体と連携をしながら、藻場、干潟の造成、保全活動を支援してまいりたいと思っております。

また、近年の温暖化に対応できるクロノリの品種の開発、普及、それと、漁場整備や資源管理によりますアサリなどの二枚貝の増殖等の取組も進めておりまして、こうした取組を通じまして伊勢湾の漁場環境の保全、漁業振興にも努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔19番 末松則子議員登壇〕

○19番（末松則子） ありがとうございます。

私も鈴鹿市に住んでおりまして、伊勢湾の中、特にクロノリ養殖というようなことが、今漁業者の中でも一生懸命やっておりますけれども、非常に温暖化、また様々な要素の中で問題を抱えていたりもしております。しっかりとこの伊勢湾の浄化、藻場、干潟ということもありますけれども、そういった中で、環境、農商部、それから、県土整備部、いろいろな分野があるかと思っておりますけれども、協力をしていただきながら、これ以上は申し上げませんので、どうぞしっかりとよろしくお願いを申し上げる中で、藻場、干潟の造成も大変有効的なことだというふうにも今も言っていましたので、その旨よろしくお願いを申し上げたいというふうに思います。

最後に、三重県の防災対策について質問をさせていただきます。

昨年は伊勢湾台風から50年の節目ということもあり、県では9月26日を三

重風水害対策の日と定め、県内各地で各種啓発事業やイベントを実施してきました。しかし、三重県では、伊勢湾台風の教訓だけではなく、今後必ず発生すると言われております東海地震、東南海地震、南海地震に対しての防災対策は喫緊の課題と考えています。

平成19年7月には、第2次三重地震対策アクションプログラムを制定され、全庁を挙げて防災対策を推進してこられたので、三重県の防災対策は随分進んできたというふうに思います。ただ、私が気になっておりますのが、阪神・淡路大震災のときに、兵庫県庁や神戸市役所自体が大きな被害を受けて行政機能が一時的に麻痺したことであります。民間企業では、地震などが発生したときに備えて事前に講じておく対策の一つに、BCP、ビジネス・コンティニューティー・プラン、非常に言いにくいですが、ビジネス・コンティニューティー・プラン、事業継続計画の策定が進んでいます。

企業の場合でありますと、事業継続計画というようでございますが、行政の場合ですと、業務継続計画というような言い方をされるようでございます。三重県でも、第2次三重地震対策アクションプログラムの中で、県内の企業に対してBCPの策定を促しておられます。東京都では、首都直下地震が起きた場合に備え、一昨年にBCPを策定されました。徳島県では、企業誘致を進めるため、地震が起きても行政サービスはきちんと提供しますよという安心感を企業の方に持っていただくために、BCPを策定されたそうです。

私もそのように感じますし、一たん大規模な災害が発生をすれば、まず県民の生命、財産を守ることや災害被災者への対応、道路やライフラインなどの災害復旧に取り組みなければなりません。しかしながら、一方で、教育や福祉、産業政策など、通常の業務も継続することも行政としては重要であります。そのように考えていましたところ、三重県業務継続計画の策定経費が22年度当初予算に計上されておりました。この三重県のBCPを計画するに当たっての目的や意義、想定している計画の概要はどういうものなのかをお聞かせください。

一昨年前のちょうどこの議会のときに、我が会派の大先輩でもあります中

川正美議員からもこのBCP策定についての質問がありました。それから1年たった中でこういうふうに予算を計上していただくということでございますので、かなりの目的、意義、いろいろございます。その中で東地部長、どうぞよろしく願い申し上げます。

〔東地隆司防災危機管理部長登壇〕

○防災危機管理部長（東地隆司） それでは、県のBCP、業務継続計画策定についてお答えさせていただきます。

まず、計画の必要性でございますけれども、これにつきましては、大規模災害などが発生した場合、県の職員や庁舎設備も被災する可能性があります。ということは、職員の出勤率が非常に低下するということでございます。こういった中、限られた人員、資機材などの資源を効率的に投入して、災害応急対策業務に加えて、例えば教育とか、そういったことも含めて、県民生活に密着する行政サービスを中断せず、継続して遂行できる体制をあらかじめ検討しておく必要があります。こうしたことから、平成22年度から三重大学の御支援もいただきまして、業務継続計画の策定に入っていきたいと考えております。

それで、その計画の概要ですが、まず検討の前提となる災害を特定し、社会的な被害状況や参集可能人員、対象施設周辺の被害状況を想定した上で、災害応急対策業務に加えて、大規模災害発生時において優先して実施すべき通常業務である、いわゆる非常時優先業務の選定を行います。その優先業務の内容に応じた各業務の開始目標時期の設定、それから、必要な資源の利用可能状況の確認などを行って、それから、また課題解決のための指揮命令系統の確立と、こういったことも検討していくということで考えております。

それから、現在国において、地震発生時における地方公共団体業務継続ガイドラインという策定が進められておりまして、これも近々でき上がるんですが、そうしたガイドラインや東京、徳島といった他の自治体の計画も参考としながら、三重県に合った実効性のある計画を策定していきたいと考えております。

以上でございます。

〔19番 末松則子議員登壇〕

○19番（末松則子） ありがとうございます。

東海地震はいつ発生してもおかしくありませんし、東南海地震は今後30年以内の発生確率が60%から70%、南海地震は60%程度とされており、東海、東南海、南海地震が同時に発生した場合には最大死亡者数は4800人、経済的被害額は約3兆円に及ぶというふうに推計をされております。こういった中でも、喫緊の課題であるという中で、三重大と連携をしていただきましてこういうような策定の経費をつけていただいたということ、非常にこれから注目すべきところだというふうにも思います。

また、民間のほうにもしっかりと促していただくということは、平成19年7月の新潟中越沖地震で大手自動車部品メーカーの工場で復旧が遅れて、国内自動車メーカーの生産が一時停止するというような大変大きな影響が生じたことがございます。一企業の被災で日本経済全体への影響が懸念されるという事態になり、自動車の納車も滞るなど、災害に伴う経済被害で大きな影響がもたらされたというような実証が形となったところでございます。こういう中でも、三重県からも県内の事業者さんたちにもBCPを策定するというのをこれからもしっかりと促していただきたいというふうに思います。全国的にも、中小企業に至っては12.4%しかまだBCPを策定していないということでございます。これからますます推奨していただきますようお願いを申し上げたいと思います。

1年ぶりの質問でございまして、非常に走って質問をさせていただきました。多岐にわたって質問をさせていただきましたが、執行部の皆様には大変簡潔にポイントをつかんで御答弁をいただきましたこと、心から御礼申し上げます。

先日は地元の高校の卒業式、県立高校は3月1日が卒業式でございまして、卒業式に行きまして、私は母校の神戸高校の卒業式に出席いたしました。309名の卒業生の皆さんがしっかりと目を輝かせながら、子どもたち

というよりも、もう高校卒業ですので若者というべきかもしれませんけれども、その若者たちが社会へ巣立っていきました。この若者たちを含む県内の子どもたちの未来、また、今日加太小学校からも子どもさんたちが傍聴に来ていただきました。そういった子どもたちの未来に、20年後、30年後、そういった未来に私たちは責任があるというふうに思っています。そういう思いで今回質問をさせていただきました。

今後、私もその責任の一翼を担う議員として頑張ってまいりたいと思いますし、一番最初の質問の中で知事がしっかりと子育てというような環境の中、子育ての部門もこの国のあり方の中で大きく議論をしていく。この春までにはそういうような方向性を決めていただくという御答弁もいただきました。これから三重県の中で輝く子どもたちの未来に向けて頑張ってまいりたいと思います。

最後に、知事の今回の提言の中に、子どもとか子育てという言葉がなかったので、ちょっと気になってこの質問を、特に子どもを中心にさせていただきましたけれども、最初の御答弁をしっかりといただきましたので、安心をさせていただきますと思います。少し時間がありますけれども、これで私の質問を終結させていただきますと思います。ありがとうございました。(拍手)

○副議長(野田勇喜雄) 11番 藤田宜三議員。

[11番 藤田宜三議員登壇・拍手]

○11番(藤田宜三) 新政みえの鈴鹿市選出、藤田宜三でございます。今日もきれいなグロリオサの花を生けていただいております。初日にはミモザが入り、2番目には菊だったと思いますが、3番目、前回は黄色のユリと、こういう花を毎回毎回飾っていただいております。本当にありがたいことだと感謝を申し上げる次第でございます。

ちょっと声がおかしいので、失礼をいたします。昨年2009年の日本漢字能力検定協会が公募で選びました今年の漢字というのがございます。毎回お話をさせていただいておりますが、今年は新しいという字が選ばれました。日本で新政権が誕生し、アメリカでも新大統領が選ばれた。そして、政治が新

しくなった。スポーツ界の新記録、イチロー選手が9年間連続で200安打を達成し、陸上競技ではボルト選手が新記録を打ち立てた。そして、新制度が導入をされた裁判員制度、あるいは新政権におきまして農家所得補償という新しい農業政策が出てまいりました。そして、一番大きいのが新型インフルエンザという、新しい漢字が多くの人に支持をされたということでございます。

2008年は変でございました。変えるでございました。そのときに国民の皆様は新政権を選びました。今年選ばれた新の文字の中に、過去の競争至上主義を原点に戻って見詰め直し、新しい考え方、仕組みを創造したい、しなければならないという、国民の皆様の思いを感じるのには私だけではない、そんなふうに思います。大きな時代の転換の時期を迎えて、新しいものが創造されるとき、課題やその解決の糸口というのは必ず現場にあらわれると私は思っております。小さな課題でも、油断や思い込みをやめ、原点に立ち返り、見詰め直して取り組む。そのような1年にしていきたいと私は思っております。

そのような意味で、今回大きく分けて3点にわたって質問をさせていただきます。この3点の質問でございますが、現場に立ち返って現場の中で意見を聞き、それを今回質問にさせていただいております。どうか御答弁のほど、そういう意味でよろしくお願いを申し上げます。このように今回たくさん表を持ってきておりますので、うまくいけば時間が余り、ちょっとやり方を間違えますと時間が足らなくなるということでございますので、その辺も御了承をお願いしたいなと思います。

まず初めに、周産期医療について取り上げたいと思います。

今議会は、大変多くの議員の皆様から医療に関して質問がございました。それだけ逆に言いますと医療体制をめぐる課題というのは、医師数の問題をはじめといたしまして多くのものがあるんだろうというふうに思います。その中で、周産期医療というものを選ばせていただきました。

まず、現時点での私が集めさせていただいた周産期に関するデータをちょ

と皆さんに御紹介させていただきたいと思います。これが一番初めに提案をさせていただいたんですけれども、(パネルを示す)これは恐らく多くの方が御存じだと思うんですが、県内の出生数の表であります。平成20年の数値でございますが、三重県の出生総数は1万5633人、これを合計しますとその数字になります。昭和時代には2万人を超えておりましたので、ここ数年このように1万5000人を少し超える数値でございますので、少子化の歯どめがとまっていない、そんな状況がこの表でおわかりいただけると思います。特に一番端の北勢地域の数値7714人、もう過半数を超える数値が北勢地域で生まれております。

続きます、この表は、じゃ、どこで赤ん坊が生まれているのかという表でございます。(パネルを示す)これは大きく分けて病院と診療所に分かれています。これを分ける境界はベッド数で分かります。19以下が診療所、20以上が病院ということでございます。国の割合は、これでございますけれども、一番端でございますが、5対5になっております。三重県の平均を見ますと6対4、診療所のほうが多くなっております。特に北勢地域を見ていただきますと診療所が65%を超えているという状況でございます、三重県の周産期医療というのは、この部分、診療所、逆に言いますと開業医の皆さんがその任を果たしていただいております、医師の偏在に特に困っている病院の勤務医を支えている、そんな傾向があると思われま。

3枚目でございますが、(パネルを示す)これはその出生された子どもさんのうち未熟児の出生数でございます。総数が1357人でございます。これは全体の出生数から見ますと8.7%に当たります。全国の平均が9.6%でございますので、三重県は若干低い数字になっております。そのうちで北勢が695人で51%を占めております。その中でも、特に1000グラム以下の超未熟児というのは人数で40名いらっしゃいます。これが三重県全体の未熟児の数と分布の状況でございます。

4枚目でございますが、(パネルを示す)それでは、生まれた未熟児を受ける新生児集中治療病床、NICUと呼んでいますけれども、その数と母体と

胎児の集中治療病床の数の表でございます。これはMFICUと呼ばれておりますけれども、その数でございます。それは一応県内唯一の総合周産期母子医療センターの三重中央医療センターが一番多くて、合わせまして18床お持ちでございます。四日市市立病院が6床、そして、県立医療センターが3床、三重大の医学部附属病院に5床、そして、山田赤十字病院に9床という数が現在三重県の中にございまして、総数、恐らく35に、両方合わせますとこの数を足したものになります。

それで、この病床をどれぐらいの未熟児が使っているのか。述べ人数を、年間の利用した実人数を入れさせていただきました。一昨年の数字を見ていただきますと、やはり総合周産期センターである三重中央医療センターは180幾つだと思っておりますけれども、一番でございまして、市立四日市病院が110名、県立総合医療センターが33名、三重大医学部が74名、そして、山田赤十字病院が110名という数字になっております。四日市病院さん、それから、県立病院が若干少ないなというような感じはいたしますけれども、このような数字の未熟児の方が、実際にNICUを使っていたらという状況でございます。これは新生児のほうでございますので、御了解をお願いいたします。

そして、最後でございますが、(パネルを示す)これは国の周産期医療体制整備指針というのがございまして、国が新生児出生数に対応して、これぐらいのNICUは備えておくのがいいですよという数値でございます。この折れ線グラフがその数字でございます。地域ごとの出生数に対応して、どれぐらいのNICU病床を確保しなければならないかという数字でございます。出生数総数からいきますと、最低数を確保するとして39床要ると。これは現在保有しているのが35床という状況でございます。これにはMFICUは入っていませんので、NICUのみでございますので、この北勢地域の不足が非常に大きく目立っておる状況でございます。

このお示しいたしましたデータのもとで、周産期に係る死亡率というのがございます。これは出産件数1000に対して何人子どもさんが亡くなったかという数字であらわすんですが、全国平均の4.3に比べまして三重県全体では

5.2と高くなっております。また、出生数の半数を占める北勢地域では6.1とより高い数になっております。これらのデータから考察をいたしますと、本県の周産期医療体制が十分なのかどうか、大変大きな疑問が残るところでございます。

さらに、去る1月22日の新聞によりますと、三重県医療審議会周産期医療部会の中で、特に県内の出生数の半数を占める北勢地域の周産期医療体制について充実されるように県に方針を確認されたとしています。

そこで、知事にお伺いをいたします。専門家などで構成するこの審議会で充実を求められている三重県の周産期医療体制について、現状の認識と今後の方向についてどのようにお考えか、御所見をお願いいたします。

〔野呂昭彦知事登壇〕

○知事（野呂昭彦） 周産期医療についてお尋ねでございますが、県民の皆さんが地域で安心して出産をしていただくという意味におきましては、周産期医療の充実は大変重要なことであると考えております。

現在三重県におきましては、5カ所の周産期母子医療センターが、地域の産科医療機関と連携をいたしまして周産期医療を担っておるところでございます。しかし、ハイリスクを抱えました妊産婦が増加をしているということや、体重2500グラム未満の低出生体重児の割合が高まっているということなどから、周産期医療体制の強化が急務になっておるところでございます。

このため、県といたしましては、三重大学とか、あるいは産科医療機関と連携をした上で取組をやっていこうということで、一つは、ハイリスク妊婦の早期発見、診断を目的といたしました新たな診療窓口の設置、それから、お話にもありました新生児集中治療室、NICUですね。これの整備に対する支援、それから、診療所と周産期母子医療センターが連携して行います産科オープンシステムの拡充、こういった取組を行うこととしておるところでございます。

御指摘がありましたように、医療審議会の周産期医療部会からもいろんな議論、意見も出てきておるということを伺っておるところでございます、

今後ともこういった議論もしっかり受けとめながら、地域の診療所、それから、周産期母子医療センターが役割分担しながら周産期医療を進め、より安全なお産ができる体制の整備を行っていかなければならないと、こういうふうに考えております。

〔11番 藤田宜三議員登壇〕

○11番（藤田宜三） 御答弁ありがとうございます。

県としても取り組んでいただいていることはよくわかりました。医療体制の推進といいますのは、県単独でできるものではございません。医療機関、あるいは医師会、そして、現実的には三重大の医学部、この4点が協働して初めて可能になる、そういうことについてはもうよくわかっております。しかしながら、その中でも県の果たす役割というのは大変重要だというふうに思っておりますので、ぜひとも率先実行で進めていただきますようお願い申し上げます。

もう少し私の知り得るところで状況を説明申し上げ、それから、御質問をさせていただきたいなと思います。

私が述べるところでもなく、周産期の主体である産科というのは、医師不足であったり、偏在が物すごく大きい部分でございます。先ほども述べましたように、三重県の特徴というのは、分娩については診療所が頑張っていたお状況でございます。その現場の声をお聞きしますと、訴訟リスクが大変高い、そのような要因によりまして、研修医の中で産科を選ぶ方が少ない。あるいは、実際診療所を経営している方の現役の医師の高齢化が進んでいる。また、その後継者の問題も大きく浮上してきておりまして、結果一部の診療所が閉鎖をするというようなこともお聞きしております。周産期医療はかなり大ピンチの状況にあるというふうに思います。

先ほど知事がおっしゃられたように、正常分娩以外のハイリスクの妊婦の対応、未熟児の対応、診療所で対応が非常に困難なものがございます。それらの命を助けるのは病院であり、周産期母子医療センターではないでしょうか。言いかえれば、このような施設のバックアップがあつて、初めて周産期

医療を前線で支えていただいている診療所が安心して役割を果たしていただける。県民の皆様には良質な医療を提供していただけるのではないのでしょうか。そのために、現在ある医療資源を有効に、また、効率よく活用していただき、全県的にその体制を整える必要があると考えます。

冒頭に三重県の周産期に関するデータを紹介しましたが、その半数を北勢地域で占めておりますので、例えばNICUの利用人員を見ますと、未熟児総数の695人の3分の1にも満たない数値になっておりました。これは北勢地域に十分な体制が整っていないため、地域以外に頼らざるを得ないのではないのでしょうか。その結果、北勢地域からそのような医療を必要とする方が、三重中央医療センターであるとか三重大学の病院のほうへ流出をしている、そんなことになっているのではないかと思います。

周産期母子医療センターのうち、特にセンター的な役割を果たす総合周産期母子医療センターは三重中央医療センターのみであります。確かに、総合センターは三次医療機関で1カ所という整備方針の中では整備済みとなっておりますが、本当にこのままでよいのでしょうか。

そこでお伺いいたします。北勢地区にこの不十分な体制を満たすために、総合周産期母子医療センターの設置がぜひ必要と考えておりますが、どのように取り組まれているのか、お聞かせください。

○健康福祉部こども局長（太田栄子） 北勢地域の周産期医療体制についてでございます。北勢地域におきましては、議員もおっしゃられましたように、市立四日市病院と県立総合医療センターを地域周産期母子医療センターとして認定しております。そして、この両病院が中心となって周産期医療が担われているところでございます。

御紹介のパネルにもございましたように、新生児の集中治療室につきまして、この北勢地域では両病院合わせて9床にとどまっております、国の整備方針に照らし合わせてみても10床不足をしている状況にございます。こういったことから、本年1月開催の三重県医療審議会周産期医療部会におきまして、県内出生数の約半数を占める北勢地域において、集中治療室の増床や

総合周産期母子医療センターの整備が必要であるとの御意見をお聞きしております。

この実現のためには、施設や設備の整備のみならず、医師など医療従事者の確保が非常に重要でございます。そういったことから、引き続き三重大学や産婦人科医会などと連携をしながら、北勢地域の周産期医療体制の充実を目指してしっかり取組を進めてまいりたいと考えております。

〔11番 藤田宜三議員登壇〕

○11番（藤田宜三） 御答弁ありがとうございました。

前向きな方向性をお聞きしたというふうには受け取らせていただきます。局長がおっしゃったように、確かに県だけでできるものではございません。三重大を中心とし、現在の総合母子医療センター、三重中央医療センターですか、この協力も得ながら、ぜひとも前向きに検討をいただきたいと思います。本日は方向性のみの回答というふうには理解させていただきますが、体制の充実というのは命にかかわるものでございますので、ぜひとも早急に目に見える形で実現をしていただきますように要望をいたしまして、この項の質問を終わらせていただきます。

案の定時間が足りないような状況になってまいりましたが、引き続きましてカシノナガキクイムシについての質問をさせていただきます。

大変何じゃそれはというふうにお考えの皆さん方が多いかと思いますが、私も2年前まではこの虫のことは知らなかったのですが、簡単に言いますと、以前松くい虫という松を枯らすカミキリとザイセンチュウの被害が出ておりました。これの広葉樹版というふうにお考えいただくのが一番理解していただきやすいのではないかなというふうに思います。

時間がありませんので、用意をいたしました写真をごらんになっていただきたいと思います。（パネルを示す）これはちょっと見にくいのであれなんです、実は山形県鶴岡市の夏の山の写真でございまして、茶色いのは紅葉でございませぬ。枯れております。一つの山に広葉樹がこのように枯れております。これは実は我が三重県内の大紀町の写真でございまして、（パネルを

示す)ここにちょっと赤く見えていると思うんですが、これがこの虫に食害を受けて枯れたものでございます。この辺で白っぽいのがあるんですが、これも葉っぱを落としているものと木が弱ってしまっているものでございます。

あとでお話ししますけれども、このあたりが普通の葉っぱの色をしているんですが、中へ入ってみますと非常に数は少ないんですが、既に虫が入っている、そんな状況でございました。特にこのように非常に判断しづらいというのが三重県の場合の特徴でございます。

これが先ほどお見せした茶色の木を切り倒した状況でございます。(パネルを示す)民家が近いために危険回避のために切り倒した状況でございます。直径が90センチぐらいございまして、樹種はウラジロガシでございます。恐らく数百年は生きていたんだろうというふうに思います。

これがそのお話をした虫でございます。(パネルを示す)カシノナガキクイムシと申しますけれども、この後は長いのでカシナガと呼ばせていただきます。この目盛りはミリでございまして、約5ミリの小さいものでございまして、幼虫、さなぎでございまして、これがどうやって入ってくるんだという話でございまして、ここからいわゆる成虫が中へ穴をあけて入っていきます。約2ミリ前後の穴をあけて入って行って、このように真横に、上に、斜めに、こういう形で穴をあけます。

その穴をあけるときに、ナラ菌というのが一番多いんですけれども、糸状菌、カビですね。カビであったり、あるいは酵母であったり、そういう菌類を持ち込みまして木の中で繁殖させます。その繁殖をしたものをこの幼虫が食べて大きくなっていくという非常に特殊な形でございまして、大変たちが悪いのは、彼らはフェロモンというにおいを出しまして、ほかの仲間にもここにおるぞというサインを出しまして、ここへほかの仲間が集まってきて一緒に増殖をするということをやります。

これがその虫にやられた状況でございまして、(パネルを示す)この白い点がございますけれども、これに全部穴がありまして、中へ先ほど見せたように穴をくり抜いていきますので、そのときに出てくる白いのが木くずですね。

下にたまっておりましてけれども、これは全部虫が出した木くずでございます。これはもう枯れた状態でございますけれども、このような状態、一番ひどい状態がこんな状態になるということです。

これは先ほど虫が入るというお話をさせていただきましたが、実はあの穴がこの木を枯らすわけではありません。この木の中で繁殖をさせたカビが、食料のために繁殖させます。そのカビに対して植物が防御反応を起こします。そのカビが広がらないために、自らがそういう物質をつくります。抗菌物質、菌に対して対抗する物質をつくります。外のところを見ていただくとちょっと色が黒くなっておりましてけれども、この部分にその物質がたまっておりまして、悪いことにこの物質は水を通しません。水が通らない木は枯れるしかないということで枯れてしまうわけです。

こちらの場合は、これは落葉性の広葉樹でございます。(パネルを示す)これはコナラというふうに聞いております。

そして、この右側ですが、(パネルを示す)これは県内の内陸部に大変分布しておりますウバメガシですね。備長炭の材料になりますウバメガシの断面図でございます。これはこのコナラと違って真ん中にその物質がたまっております。このあたりに菌糸が多いんだらうというふうに思います。ここへたまりますので、この部分は水が通りませんが、このふちの部分が白い状態になっております。これが残っているために枯れません。枯れないということは外から見て虫に食われておる、食害があるということが非常にわかりづらい、そんな結果になっております。

次に、どんなふうに広がっているのかということでございますけれども、実はここに二つに分けてございますけれども、(パネルを示す)日本海型と太平洋型という形に分けられているそうでございますが、若干品種が違うのではないかなというお話もございます。こちらは主に落葉樹を枯すタイプ、落葉樹につきやすい。こちらは常緑樹につきやすいというのが特徴でございます。ここ五、六年ぐらいで一気に広がったそうでございます、こちらは。

こちらは三重県のほうですけれども、後ほど三重県の進捗状況については

お話をさせていただきますけれども、実は三重県というのは日本海型のもの
と太平洋型のものが現時点では混在をしておる。こちらのほうでは落葉樹が
ぼつりぼつりやられ始めている。こちらは常緑、落葉樹もやられていますけ
れども、やられ始めておるとというのが状況でございます。

これはちょっと見にくいんですけども、(パネルを示す)これは三重県に
おける、先ほど申し上げましたように、どうやって広がっておるのかという
話でございます。実は三重県はかなり早い段階でカシナガの被害が出ており
ます。1999年、県南部の紀和町、熊野市、紀宝町、御浜町で被害が確認をさ
れております。このあたりでございます。グリーンのぼつなんですけども、
このときは大変県のほうに対応いただいて、1年間ぐらいで枯れるという現
象がとまってしまいました。ある意味とまったという判断をされていたよう
な気もいたしますけれども、その後、尾鷲、海山、紀伊長島あたりでぼつり
ぼつりと単独的に枯死被害が出ておりました。

ところが、2007年になりますと、これは赤だったと思えますけれども、ブ
ルーですね。大紀町、南伊勢町、紀北町で大量のウバメガシに穴があげられ
た。先ほど申し上げたように、穴はあげられたんですが、すぐに枯れません。
枯れはしなかったけれども、穴がいっぱい、虫が入っておるという状況が続
いておりまして、2008年になりますと、ここの伊勢神宮にまでその被害が確
認をされておるということでございます。

昨年に至っては、大台町、志摩市、度会町を含めて、県南部のほとんどの
市町でその食害被害が確認をされております。これが太平洋型の広がりぐあ
いでございます。先ほど申し上げましたように、日本海型も実は2007年ぐら
いからぼつりぼつり入ってきておる。それで合流するような状況になってき
ております。

最後なんですけども、(パネルを示す)これに対抗してどういう方法があるんだ
ということ、現在考えられておる防除方法でございまして、焼却するのが
一番であるんですけども、薬剤を注入したり燻蒸したり、粘着性のものを
塗る。あるいはナラ菌がなければ繁殖しませんので、ナラ菌よりも強い菌を

植えるというような方法、あるいは切り倒して20センチから40センチに切ってしまうというようなことが処理の方法だと考えられておりますけれども、まだまだ防除技術は確立されていないという状況であります。

以上、被害状況を含めて虫についての内容をお話させていただいたんですけども、実はこのお話は県内の樹木医さんのグループからこの情報をいただきました。それは日本海型の北のほうのお話をいただいたわけでございます。このグループの方は、三重県の自然景観を守りたい、そういう思いで調査に入られて、具体的に、先ほど申し上げた防除の対応をボランティアでやっけていただいております。この場をおかりしてこの皆さん方に対して本当に心から敬意を表したいな、こんな思いでございます。

この状況に対して、何とか早急な対応ができないかというお話をいただいて、これが増えますと景観の問題であるとか、自然公園の問題であるとか、大変な問題になるのかもしれないという思いがございまして、県の担当部局とお話をさせていただいたんですけども、一昨年夏だったと思っておりますけれども、お話をさせていただきました。しかしながら、被害の状況が少ないという状況で、具体策をとるのはちょっと難しいというお話でございました。

ところが、昨年秋になりまして、県南部のほうから太平洋型のカシナガの情報をいただきましたものですから、先ほど写真でお見せしたように、11月に同僚の津村県議とともに、大紀町と南伊勢町に被害調査に行つてまいりました。そのときに撮つた写真が、冒頭にお示しをいたしました写真でございます。

初めに調査した地域はウバメガシの群生地でございます。三重県のリアス式海岸の景観を支える重要な木の一つでございますけれども、私どもが見に行ったかなり広範囲の株の中で、その多くが被害を受けておりました。一部でございますけれども、枯れた状態でもございました。このときに気がついたのでございますけれども、ウバメガシにとどまらずに、他の数種の広葉樹も被害を受けておりました。この状況を見ましたときに、伊勢志摩国定公園、この美しい景観は本当に大丈夫なんだろうか、そんな思いをさせていただいたわ

けでございませう。

このウバメガシ、先ほど申し上げましたように備長炭の材料でございまして、平成18年に122トンあったものが一昨年には54トンまで生産が減っておりますけれども、カシナガが原因ということではございませぬけれども、材料としては食害を受けたものは材料に使えないと、こういうことでございまして。生産者にとっては大変大きな問題なのかなというふうに思わせていただきました。

冒頭写真をお見せしたように、数百年の木があのように枯死させられるわけでございます。同時に、皆さんにも図でお示いたしましたように、伊勢神宮の神宮林の中に入ってきております。平成25年には御遷宮がございませぬ。そんなことも含めて、対策を考える必要があるのかなというふうに思っております。特に我が県においては、観光というのを大変大きな柱と考えております。先ほど来、観光についてのお話がございまして。南のほうで申し上げますと、先ほど写真を見せていただきましたが、熊野古道に象徴されるような自然景観そのものが我が県にとっては貴重な財産ではないかなと、こんなふうに思っております。

この広葉樹が私どもに対して林の樹種を複層化する。そうすることによって景観を含め、保水であるとか、治山であるとか、そういう森林の持つ多くの機能、働きを考慮に入れますと、私はこのカシナガの対策というのは緊急に対応すべきではないんだろうかなと思います。特に現在の被害の状況の掌握をするということは、大変重要なことではないかなというふうに思っております。

先日担当者の方とお話をさせていただきましたが、県としてはどうも被害の状況が点の段階であるというような認識をお持ちのように思われました。現地を見てまいりました私の個人的な見解ではありますけれども、太平洋型の常緑広葉樹においては、被害の症状が目視だけでは区別が大変つきにくいこと、そして、被害樹種が広がりつつあるというこの2点を考えたときに、我々が予想している以上に広がっているのではないかなと。つまり被害が点から面の段階に進みつつあるのではないかなという危惧を持っているわけで

ございます。この状況を見ていただいて、私は夏の時期に防災ヘリの使用ということも含めて実態の把握をしていただきたい、こんなふうに思いますが、お考えをお聞かせください。

〔野呂昭彦知事登壇〕

○知事（野呂昭彦） 今日藤田議員のほうでカシノナガキクイムシという、私も今日御質問いただいて、なるほど、怖い虫の話なんだなということを知らされたところでございます。

担当部のほうでは、この被害については承知をしておるところでございますけれども、新潟とか山形、日本海側でよく見られるという御紹介もありました。薬剤注入、あるいは伐倒駆除等によってその拡大防止を図るというようなことで対応するというところでございますけれども、本県におきましては、これは後で担当部長のほうからお話をさせていただきますが、平成19年に被害面積が4.2ヘクタールあったということなんですが、平成20年、翌年には2.3ヘクタールというふうな形の被害を確認しておるといふようなことで、この両年度でいくと被害面積は減っておるといふような数字にもなっております。

しかし、議員から御紹介、御指摘がありましたので、今後さらに被害が拡大していくようであれば、自然景観という観点からも大事でありますし、それから、市町や森林所有者をはじめ、これは関係者の皆さんにもよく周知をしながら、被害実態の把握方法などについても検討していく必要があろうかと思っております。あと、担当部長のほうから詳しく申し述べたいと思っております。

〔渡邊信一郎環境森林部長登壇〕

○環境森林部長（渡邊信一郎） カシノナガキクイムシの被害についてお答えを補足させていただきます。

カシノナガキクイムシの被害地は急峻で林道もない広い地域に点在をしておりますし、特に議員から御質問がありましたウバメガシ等は被害を受けてもほとんど枯れることがないということで、したがって、遠方からの確認が非常に難しく、被害木を1本ずつ確認する必要がございますし、その確認な

り防除については、山の作業の熟練者が必要などの課題があると認識をいたしております。

このことから、まずは県の地域機関、市町、森林組合等からの情報によりまして被害の実態把握に努めまして、その状況等を市町や森林所有者をはじめ広く周知をしてまいるとともに、他県の被害調査の方法等についても情報収集をして、有効な手法について検討してまいりたいと思っています。さらに、被害対策につきましても、市町、森林組合、森林所有者に対しまして生態並びに簡易な防除方法についても普及を図ってまいりたいと思っております。

以上でございます。

〔11番 藤田宜三議員登壇〕

〇11番（藤田宜三） 大変対応のしづらい問題であろうというふうに私も思います。そこへ金を使うよりも間伐のほうへという思いもあろうかなというふうに思います。先日、実は三重県森林組合連合会の役員の皆さん方とお話をする機会がございました。このお話をさせていただいたら、やはり危惧をされております。どうぞその辺のところとも連携をとっていただいて、ぜひとも実態調査を進めていただきたいなというふうに思います。

大変難儀なお話をさせていただきましたが、しかし、私は現場へ入ってみて、私も植物をつくっておった人間でございます。これはそんな単純な状況ではないな、簡単な問題ではないなというのが私の直感でございます。どうぞその辺のところをお酌み取りいただきたいなというふうに思います。

時間がなくなっただけでしたが、次の質問へ入らせていただきます。

農業の質問をしないわけにはいきませんので、農業についての質問を2点用意しておりましたが、1点にさせていただきます。質問を一つ飛ばさせていただきます。最後の畜産飼料の自給力向上をテーマに質問させていただきます。

質問に入る前に、今、現場でというお話をさせていただきました。畜産業界も大変厳しい状況でございます。鶏卵についても、あるいは肉牛について

も、養豚にしても大変でございます。酪農についても本当に厳しい状況でございます。そうは言っても、私も県民にとりましては牛乳や食肉、鶏卵など、これらのものは非常に手軽に手に入るたんぱく質でございますので、欠かすことのできない食材であることは言うまでもございません。

特にこの三重県の畜産農家というのは特徴がございまして、非常に集約的・大規模化されておるといのが特徴でございます。乳牛については全国2位でございまして、1戸当たりの飼育頭数でございますけれども、全国2位で90頭を超えております。肉用牛は114頭で全国の第6位、豚は1800頭を超えて第7位でございます。採卵鶏については5万7500で11位ということでございます。しかしながら、畜産経営で一番大きなウエートを占めるというのは飼料でございまして、そのほとんどが海外から入ってくる。輸入に頼っておるとい状況でございます。

一昨年エネルギー問題に端を発した飼料高騰などで、海外の経済状況や自給状況に大変大きく影響を受ける状況でございます。言いかえれば安定的な畜産経営を構築するためには飼料の自給力を向上させていく。これが重要なファクターであることは疑う余地がございません。特に今日質問をさせていただきたいのは、乳牛における稲のホール・クロップ・サイレージでございます。

これは稲を実る直前に刈り取って嫌気発酵させて飼料にすると、こういうものでございます。この方法は今回の新規需要米の対象になりますので、子牛農家にとりまして大変意味のあることございまして、同時に、子牛農家と畜産農家が手を結ぶことによって、循環型の農業を打ち立てていくという意味でも非常に意味のあることだと思っておる次第でございます。

そういう中で質問をさせていただきます。今現在の稲のホール・クロップ・サイレージというんですが、その飼料のことを、その生産状況についてどうなっているのか。そして、今後どのように推進をしていくのか。当局のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

〔真伏秀樹農水商工部長登壇〕

○農水商工部長（真伏秀樹） 稲ホール・クロップ・サイレージの作付状況等について御答弁申し上げたいと思います。

現在、平成16年度に約9ヘクタールであったものが、平成21年度には121ヘクタールまで増加をいたしております。また、生産拡大に伴いまして、畜産部門と稲生産部門を連携いたしました取組が地域の中で育ってきているところでございます。

しかし、一方で、稲ホール・クロップ・サイレージの栽培に当たりましては、主食用米やその他の転作作物との作付時期の調整など、計画的な農地の利用が必要でございます。また、専用機具に多額の投資が要するというようなことで、そうした課題も残っております。

この稲ホール・クロップ・サイレージのほうは米と同様でございますので、栽培が大変容易であるという部分、それと、実の収穫後でも栽培が可能でございます。また、保管、移送が容易であることなどから、飼料自給力の向上でございますとか、畜産農家の経営安定に大変有効というふうに認識をいたしております。また、作付、不作付の水田の解消、それと生産農家の収益確保につながりますので、担い手農家、それから、集落営農組織の経営安定にも期待ができるかなというふうに考えております。

こうしたことから、平成22年度に実施をされます戸別所得補償のモデル対策等の事業も活用させていただきまして、稲ホール・クロップ・サイレージの作付に向けた一層の誘導をしていきたいというふうに思っておりますし、国の補助事業を活用いたしまして、機械の設備等への支援等もその中で畜産飼料の自給力の向上を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

〔11番 藤田宜三議員登壇〕

○11番（藤田宜三） 御答弁ありがとうございました。

申し上げたように、このホール・クロップの栽培、加工、そして、畜産農家への供給、このことと、それから畜産農家とつながりまして、畜産農家から出てまいります堆肥を田んぼのほうへ還元する、こういう仕組みの中で農

業がつながっていくんだろうかと、こんなふう思うわけでございます。

実はもう1点質問をさせていただき予定をしておりました。それは私どもの地元の地域は花木とお茶の産地でございます。前回の質問で大変厳しい状況のお話をさせていただいたとは思いますが、この産地の中でそれぞれの経営者がこの産地を守るためにどうしていくかということ、若い経営者たちが集まりながら話し合いをしております。その中で、今あるお茶の生産を一本の柱として、もう一本経営の中に柱を打ち立てるために、今鋭意努力をしております。それも何人か集まりながら、相談をしながら、その地域をどう変えていくかということを真剣に考えております。どうか県におかれましても、このような若い農業生産者を御支援いただきますようお願いを申し上げます、質問を終結させていただきます。ありがとうございました。(拍手)

○副議長(野田勇喜雄) 本日の質問に対し関連質問の通告が1件あります。

服部富男議員並びに末松則子議員の質問に対する関連質問の通告がありますので、これを許します。8番 奥野英介議員。

[8番 奥野英介議員登壇]

○8番(奥野英介) 自民みらいの奥野でございます。服部議員と末松議員の関連質問をさせていただきます。

まず、末松議員のほうの子ども手当についてでございます。私も12月に子ども手当については質問をさせていただいたわけなんですけれども、この22年、今年の子どもの手当というのは児童手当分と国の負担分、今まで児童手当分が今年8500億円と、そして、国の負担分が1兆2200億、その児童手当負担分のほうはこれまで国、地方、また事業主で8500億円ということで、まだ法案は通っていないんですけど、一応6月から来年3月まで10カ月分ということで、合計で2兆円ぐらいになろうかと思えます。また、23年度は、先ほど末松議員のほうからもお話があったように5兆3000億ということでございます。これは多分民主党のほうも財政的に非常に厳しいですので、2万6000円が果たしてそうなるかなというのは疑問に思います。

そこで、前々からなんですけれども、やはり現金給付と現物給付というの

は非常に難しいところがあるんですけど、果たして現金給付がよいのか。また、現物給付がよいのかということ、なかなか答えが出にくい部分もあるんですけども、やはり私は現物給付というのも一つの大きな手段であろうかなと、そんなふうに思います。

そこでなんですけど、給食費のことなんですけど、これはまた後ほど機会があるときに給食費の件に関しては教育長にお尋ねしたいと思うんですけども、今、給食費というのは非常に、私も町長をしていたときに滞納されている家庭がたくさんございます。そして、その滞納分をどうしているかということ、それが非常に不明確な部分があります。多分担任の先生が負担しているところもあるでしょう。

それで、給食というのは非常にややこしくて、うまくやっているのかなという、私もその辺は非常に、途中で17年に失職しましたので、調べようと思って調べる間に首になってしまって調べられなかったんですけども、そういう意味でやはり30人の学級の中で数人給食費を払わない。その払わない部分を先生が、あなたは給食費を払っていないから昼の給食はないんですよというそんなわけにはいかないと思うんです。そういう意味で、やはり給食費というのは、もう国から、県から、公的な部分から、みんな中学校までは無料化するのが正しい行き方じゃないかなと、そんなふうに思います。

知事も、先ほど末松議員のお答えの中で、プロジェクトチームをつくってこの子ども手当は考えていくというようなことをおっしゃられましたので、座長とかなんとかをやられるのであればこの辺に力を入れていただいて、2万6000円の部分じゃなくて、1万3000円は法案が通りますから、1万3000円に給食費をオンした部分で汗をかいて知事会のほうなり、また6団体のほうなりで頑張っていただけたらなと、そんなふうに思いますので、お答えをお願いします。

○知事（野呂昭彦） 先ほど末松議員の御質問にもお答えしたんですが、全国知事会に設けますプロジェクトチームにつきましては、まだこれから知事の構成メンバーをどうするかとか、そういったこと、まだまだ今日以降のこと

でございます。

ただ、これまでも、この子ども手当につきましては、いろんな課題があるなどということについて、三重県としてもとらえてまいりました。今、話のありました給食費とか、それから、保育費、こういったものについて未納の人たちについてどうするのか。今回の子ども手当の法案では、手当を差し押さえることはできないとしてありますけれども、しかし、23年度以降、こういうところへ充当扱いにしたらどうだと、こういう議論も出ておりますから、これも課題の一つだと思います。

それから、いろいろ課題は御承知だと思うんですけども、施設へ入所しておるいわゆる看護者のいないそういう児童への手当問題、これもいろいろ議論もされてきております。それから、外国人労働者への対応としても、例えば外国人労働者が日本に来ておって、しかし、自分の国のほうに子どもがいる場合に児童手当では支給されておりますね。子ども手当の場合、そういったことについて将来の日本の社会を支える子どもではないのではないか。そういうところへ対象とするのはどうだとか、実はいろんな課題が指摘をされております。

例えば今回所得制限を設けなかった。これは今後の日本の社会保障の制度の中では、ユニバーサリズムという一つの大事な方向を民主党は貫いたのではないかなど、ある意味で評価をしておるんですけど、ただ、これも現実にはいろいろ議論がございます。

それから、国のほうでは、さっき末松議員のほうからも話がありました、子ども・子育てビジョン、これが閣議決定されまして、その中でいろんな子ども施策、これをやっていかなきゃならんということが指摘をされております。それはいわゆる現金給付だけではなくて現物給付をあわせ持って総合的にやらなきゃいかんのだと、こういうことをしっかり示しておるものだと思いますけれども、実はその中で追加コストについて、いろいろ機械的な試算がなされておまして、その中で子ども施策を総合的にするには、例えば現物給付としては保育の問題だとか、それから。

○副議長（野田勇喜雄） 答弁は簡潔に願います。

○知事（野呂昭彦） 放課後児童対策であるとか、それから、妊婦健診、さっきのあいつたことも、それから、小児医療の問題もあります。実はこの間のビジョンの試算でも、追加コストが保育関係で4000億、子育て支援で7000億、それから、制度改善を含めた機械的試算では1兆6000億円、社会保障審議会が以前に試算したやつではもっと多いというような状況がございます。しっかり今後プロジェクトチームで議論をしていきたいと思えます。

〔8番 奥野英介議員登壇〕

○8番（奥野英介） 時間がありませんので、しっかりやっていただきたい。今回そんなに23年度では目玉の施策がないので、三重県発信の旗振りをして頑張っていたいただきたいなと思えます。

それと、先ほどの服部議員の件なんですけど、やはり検診をすることによって国民健康保険料が抑制されるという部分もありますので、これもそんなにお金がかからないので、20歳で検診をしていくという大サービスもやっていいんじゃないかなと。先ほど本来ですと服部議員がそこまで答えを聞くとよかったですけど、ちょっとその辺の詰めが甘かったのも、非常に先輩議員に失礼なことなんですけど、簡単に御答弁をお願いします。

○健康福祉部長（堀木稔生） 検診につきましては、その効果がいつあるかなんですけれども、子宮頸がんについては20歳、今回されますけれども、あと胃がんとか肺がんは科学的には40歳以上の方を基準とされていますので、どの時期から効果があるかということが検証する必要があると思えますし、成人式記念について、なかなか県独自でしていくのは現段階では難しいと考えています。県といたしましては、今回の子宮頸がんは20歳から行われていますので、その効果を検証しながら、その計画については国のほうへまた働きかけてまいりたいと考えております。

〔8番 奥野英介議員登壇〕

○8番（奥野英介） 終わりますけど、よそがどうのこうの言わんと、三重県から発信するような施策をすることが大切ではないかと思えます。どうもあ

りがとうございました。(拍手)

○副議長(野田勇喜雄) 以上で、本日の県政に対する質問を終了いたします。

これをもって本日の日程は終了いたしました。

明3日は定刻より追加議案の上程を行います。

散 会

○副議長(野田勇喜雄) 本日はこれをもって散会いたします。

午後3時11分散会